

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月20日

【中間会計期間】 第170期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 日本電気株式会社

【英訳名】 NEC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 矢 野 薫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目7番1号

【電話番号】 (03)3454-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 法務部法務グループマネージャー 山 内 靖 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目7番1号

【電話番号】 (03)3454-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 法務部法務グループマネージャー 山 内 靖 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
売上高 (百万円)	2,283,779	2,221,604	2,140,593	4,929,970	4,652,649
経常損益 (百万円)	△ 19,346	△ 11,819	9,768	14,955	16,347
中間(当期)純損益 (百万円)	△ 331	△ 9,927	△ 4,747	△ 10,062	9,128
純資産額 (百万円)	1,022,833	1,238,730	1,218,041	1,029,807	1,240,123
総資産額 (百万円)	3,748,726	3,694,532	3,598,505	3,802,775	3,731,669
1株当たり純資産額 (円)	513.17	510.06	503.96	516.62	512.99
1株当たり中間 (当期)純損益 (円)	△ 0.16	△ 4.94	△ 2.43	△ 5.26	4.43
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	4.23
自己資本比率 (%)	27.3	28.0	28.4	27.1	27.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	41,303	106,079	60,715	225,804	238,318
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 35,680	△ 64,937	△ 74,783	△ 84,687	△ 169,676
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 92,388	△ 55,972	△ 8,976	△ 200,199	△ 103,739
現金および現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	419,076	439,792	403,761	452,370	423,369
従業員数 (人)	155,617	156,545	156,613	154,180	154,786

- (注) 1. 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の処理は税抜方式によっています。
2. 平成17年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号）を適用しています。
3. 製品の無償保証期間中の修理費用については、従来修理作業等の発生時に計上していましたが、平成17年度から売上高に対する過去の実績率に基づいて製品保証等引当金として計上する方法に変更しています。
4. 純資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。
5. 平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成19年度中間連結会計期間ならびに平成17年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載していません。
6. 平成18年度中間連結会計期間から、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第17号）を適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第168期中	第169期中	第170期中	第168期	第169期
会計期間		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
売上高	(百万円)	1,058,104	1,019,757	1,028,168	2,370,709	2,210,758
経常損益	(百万円)	△10,205	△13,545	△1,970	27,566	6,859
中間(当期)純損益	(百万円)	26,583	△8,109	△7,076	41,879	5,596
資本金	(百万円)	337,821	337,822	337,939	337,821	337,822
発行済株式総数	(千株)	1,995,923	2,029,555	2,029,731	1,995,923	2,029,555
純資産額	(百万円)	977,923	992,924	968,181	1,004,851	989,237
総資産額	(百万円)	2,400,255	2,332,359	2,344,161	2,458,437	2,422,579
1株当たり純資産額	(円)	490.64	489.98	477.85	504.14	488.22
1株当たり中間 (当期)純損益	(円)	13.53	△4.02	△3.49	21.11	2.77
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	12.61	—	—	19.74	2.65
1株当たり配当額	(円)	3.00	4.00	4.00	6.00	8.00
自己資本比率	(%)	40.7	42.6	41.3	40.9	40.8
従業員数	(人)	23,552	22,742	23,210	23,528	22,602

- (注) 1. 記載金額は、第169期中までは百万円未満を切り捨てし、第169期からは百万円未満を四捨五入しています。
2. 消費税等の処理は税抜方式によっています。
3. 第168期中から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号)および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号)を適用しています。
4. 製品の無償保証期間中の修理費用については、従来修理作業等の発生時に計上していましたが、第168期(下半期)から売上高に対する過去の実績率に基づいて製品保証引当金として計上する方法に変更しています。
5. 純資産額の算定にあたり、第169期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
6. 第169期中および第170期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失のため記載していません。
7. 第169期中から、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号)を適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社および連結子会社を中心とする関係会社で構成される当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下のとおり異動がありました。

(1)以下の会社を含む8社が新たに連結子会社になりました。

名称	住所	資本金 (千米ドル)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
スフィア・コミュニケーションズ社	Lincolnshire, Illinois, U. S. A.	46,826	企業内通信システムのソフトウェアの開発および販売	100	当社が販売する一部製品の開発 貸付金・・・無 役員の兼任等・・・有	

(2)以下の2社が新たに持分法適用関連会社になりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
NT販売㈱	東京都千代田区	310	電子部品の販売	(49.0) 49.0	当社関係会社が製造する一部製品の販売 貸付金・・・無 役員の兼任等・・・無	
オートモーティブエナジーサプライ㈱	神奈川県相模原市	245	自動車用の高性能リチウムイオンバッテリーの開発および販売	(7.5) 50.0	当社関係会社から同社が使用する一部部品を購入 貸付金・・・無 役員の兼任等・・・有	*2

*1：議決権所有割合の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しています。

*2：オートモーティブエナジーサプライ㈱は、平成19年4月19日付で、当社、NECトーキン㈱および日産自動車㈱が出資し、設立されました。

(3)㈱アビームシステムエンジニアリング、NECディスプレイソリューションズ㈱、NT販売㈱、秋田日本電気㈱、鹿児島日本電気㈱、NECトーキンアメリカ社およびトーキンマグネティクス社を含む11社が連結子会社でなくなりました。

- ① ㈱アビームシステムエンジニアリングは、平成19年4月1日付で、アビームコンサルティング㈱に吸収合併されました。
- ② NECビューテクノロジー㈱は、平成19年4月1日付で、NECディスプレイソリューションズ㈱を吸収合併するとともに、同日付でNECディスプレイソリューションズ㈱に商号変更いたしました。
- ③ NT販売㈱は、平成19年4月2日付で、NECトーキン㈱が所有するNT販売㈱株式を他社に譲渡したため、持分法適用関連会社となりました。
- ④ 秋田日本電気㈱および鹿児島日本電気㈱は、平成19年4月1日付で、事業のすべてをNEC液晶テクノロジー㈱に譲渡し、同年4月30日付で解散後、同年9月27日付で、清算が完了いたしました。
- ⑤ NECトーキンインターナショナル社は、平成19年4月1日付で、同社を存続会社とし、NECトーキンアメリカ社とトーキンマグネティクス社を吸収合併し、同日付でNECトーキンアメリカ社に商号変更いたしました。

(4)㈱オーセンティックを含む2社が持分法適用関連会社でなくなりました。

(5)その他

- ① 東洋ネットワークシステムズ㈱は、平成19年7月2日付で、ネッツエスアイ東洋㈱に商号変更いたしました。
- ② NECビジネスソリューションズ社は、平成19年4月1日付で、事業のすべてをNECオーストラリア社に譲渡いたしました。
- ③ 日電通(香港)有限公司は、平成19年9月3日付で、清算手続きに入ることを決定いたしました。
- ④ 上海宇梦通信科技有限公司は、平成19年10月30日付で、清算手続きに入ることを決定いたしました。
- ⑤ NECソリューションズ・アジア・パシフィック社は、平成19年10月1日付でNECビジネス・コーディネーション・センター・シンガポール社を吸収合併するとともに、同日付でNECアジア社に商号変更いたしました。
- ⑥ NECドイチュラント社は、平成19年10月4日付で、NECハイ・パフォーマンス・コンピューティング・ヨーロッパ社を吸収合併いたしました。
- ⑦ NECセミコンダクターズ・インドネシア社は、平成19年8月30日付で、清算手続きに入ることを決定いたしました。
- ⑧ NECセミコンダクターズ・アイルランド社は、平成19年9月21日付で、清算手続きに入ることを決定いたしました。

* : 上記④、⑤および⑥については、平成19年10月1日以降に生じた事象です。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
IT/NWソリューション事業	80,459
モバイル/パーソナルソリューション事業	8,731
エレクトロニクスデバイス事業	47,515
その他	19,908
合計	156,613

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	23,210
---------	--------

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国ではサブプライム住宅ローン問題で混乱した金融市場の影響により住宅部門を中心に減速したものの、中国が引き続き高成長を維持するなど、全体としては緩やかな拡大基調が続きました。

日本経済においても、設備投資の減速や個人消費の伸び悩みはあったものの、景気の緩やかな拡大基調が続きました。

このような事業環境のもと、当中間連結会計期間の連結売上高は、2兆1,406億円と前年同期に比べ810億円の減収（前年同期比3.6%減）となりました。これは、ネットワークシステム分野が好調に推移したものの、光ディスクドライブの販売事業を譲渡したことや前年下期に欧州の個人向けパーソナルコンピュータ事業を売却したことなどによるものです。

営業利益は、前年同期に比べ199億円増加（前年同期比265.6%増）し、274億円となりました。これは、IT/NWソリューション事業が、ITプラットフォーム分野の売上減やネットワークシステム分野における売上製品構成の変化などにより減益となったものの、モバイル/パーソナルソリューション事業およびエレクトロニクス事業が業績改善施策により黒字化したことなどによるものです。

経常損益は、前年同期に比べ216億円改善し、98億円の利益となりました。

税金等調整前中間純利益は、投資有価証券売却益や持分変動利益の減少などにより特別損益が137億円悪化したものの、経常損益の改善により、前年同期に比べ79億円増加し、95億円となりました。

中間純損益は、前年同期に比べ52億円改善しましたが、47億円の損失となりました。

一方、当中間連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー（「営業活動により増加（△減少）したキャッシュ（純額）」と「投資活動により減少したキャッシュ（純額）」の合計額）は、141億円の支出となりました。当中間連結会計期間末の有利子負債（短期借入金、コマーシャル・ペーパー、一年以内に償還予定の社債、社債、長期借入金、およびその他（リース負債）を合計したもの）残高は、前年度末に比べ110億円増加し、8,703億円となり、デット・エクイティ・レシオ（D/Eレシオ、自己資本（「純資産合計」から「新株予約権」および「少数株主持分」を控除したもの）に対する有利子負債の割合）は0.85倍（前年度末比0.02ポイント悪化）となりました。

なお、当社は、平成18年3月期の米国証券取引委員会（SEC）向け年次報告書の提出に関して、米国会計基準に基づき必要とされる複合契約に含まれる保守・サポートサービスの収益認識に関する分析を、米国公開会社会計監督委員会の監査基準に基づき会計監査人から要求されていました。しかし、本年9月、当社は、この分析を完了できないこと、これに伴い、平成18年3月期のSEC向け年次報告書は提出できないこと、当社が平成12年3月期以降の決算期につきSECに提出した米国会計基準に基づく連結財務諸表には依拠できないこと、および財務情報を修正再表示（リステート）するために必要な修正作業を行うことが困難であることから、かかるリステートは事実上行うことができないと判断したこと等を公表いたしました。この公表後、米国ナスダック・ストック・マーケット（NASDAQ）は、当社米国預託証券（ADR）の上場を廃止しております。

このような事態を招き、株主、投資家の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

各セグメント別の業績は以下のとおりです。なお、各セグメント別の売上高およびセグメント損益にはセグメント間取引を含んでいます。

a. IT/NWソリューション事業

IT/NWソリューション事業の当中間連結会計期間の売上高は、前年同期比0.8%増加の1兆2,741億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、ITサービス/SI分野は、ほぼすべての業種で堅調に推移し、前年同期に比べ6.1%増加の3,648億円となりました。また、ネットワークシステム分野は、海外通信事業者向けの超小型マイクロ波通信システム「パソリンク」や海底ケーブルなどの事業が好調に推移したことにより、前年同期に比べ6.0%増加し5,143億円に、社会インフラ分野は、前年同期に比べ12.0%増加し、1,376億円となりました。一方、ITプラットフォーム分野は、光ディスクドライブの販売事業を譲渡した影響や前年同期にサーバの大型案件があった影響などにより、前年同期に比べ17.6%減少し、2,574億円となりました。

営業利益は、ITサービス/SI分野における採算性の改善があったものの、ITプラットフォーム分野において売上高が減少したことやネットワークシステム分野において売上製品構成が変化したことなどにより、前年同期に比べ204億円（36.7%）減少し、352億円となりました。

b. モバイル/パーソナルソリューション事業

モバイル/パーソナルソリューション事業の当中間連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ17.5%減少の4,117億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、モバイルターミナル分野は、海外の携帯電話機事業を縮小したことなどにより、前年同期に比べ7.8%減少し、1,504億円となりました。パーソナルソリューション分野は、前年下期に欧州の個人向けパーソナルコンピュータ事業を売却したことなどにより、前年同期に比べ22.3%減少し、2,613億円となりました。

営業損益は、モバイルターミナル分野において海外の携帯電話機事業の構造改革が完了したことや開発効率化などにより、前年同期に比べ454億円改善し、81億円の利益となりました。

c. エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業の当中間連結会計期間の売上高は、前年同期比1.5%減少の4,206億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、半導体分野は、ゲーム機向け半導体やデジタルテレビ向け半導体の売上が増加したことにより、前年同期に比べ2.3%増加し、3,510億円となりました。電子部品その他分野は、電子部品および小型液晶ディスプレイの減少により、前年同期に比べ17.1%減少し、696億円となりました。

営業損益は、半導体分野において売上高が増加したことに加え、研究開発費の減少や円安による為替効果などにより、前年同期に比べ56億円改善し、14億円の利益となりました。

d. その他

その他セグメントの売上高は、前年同期比8.5%減少の2,506億円となりました。営業利益は、売上高が減少したことによる連結子会社の利益減少などにより、前年同期に比べ97億円減少し、56億円となりました。

所在地別セグメント別の状況は以下のとおりです。

a. 国内

日本においては、携帯電話機の売上が減少し、売上高は1兆9,186億円（前年同期比0.5%減）となりました。営業利益は、モバイル/パーソナルソリューション事業およびエレクトロニクス事業の半導体分野の改善、ならびに当中間連結会計期間より配賦不能営業費用の金額を「消去または全社」に含めたことによる営業費用の減235億円などにより、500億円（同405億円増）となりました。

b. アジア

アジアにおいては、エレクトロニクス事業の半導体分野における増加などにより、売上高は2,281億円（前年同期比8.0%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に加えて、モバイルターミナル分野において海外の携帯電話機事業の構造改革が完了したことや開発効率化などにより、67億円（同89億円増）となりました。

c. 欧州

欧州においては、個人向けパーソナルコンピュータ事業の売却などにより、売上高は1,467億円（前年同期比34.8%減）となりました。営業利益は、4億円（同9億円増）となりました。

d. その他

米州を含むその他の地域においては、売上高は1,768億円（前年同期比1.7%減）となりました。営業損失は、売上高が減少したことによる連結子会社の利益減少などにより、52億円の損失（同78億円減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

	(単位 億円)		
	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前連結 会計年度
営業活動により増加したキャッシュ（純額）	1,061	607	2,383
投資活動により減少したキャッシュ（純額）	△ 649	△ 748	△ 1,697
財務活動により減少したキャッシュ（純額）	△ 560	△ 90	△ 1,037
為替相場変動の現金および現金同等物への影響額	22	35	61
現金および現金同等物純減少額	△ 126	△ 196	△ 290

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資本が増加したことなどにより、前年同期に比べ454億円減少し、607億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ98億円支出が増加し、748億円の支出となりました。これは、事業譲渡による収入があったものの、設備関連の支出が増加したことや、有価証券の売却による収入が減少したことなどによるものです。この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと、投資活動によるキャッシュ・フローを合算したフリー・キャッシュ・フローは、前年同期に比べ552億円減少し、141億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの発行などによる資金調達を行った一方、社債の償還や配当金の支払いがあったことなどにより、90億円の支出となりました。上記の結果、現金および現金同等物は4,038億円となり、前年度末に比べ196億円減少しました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式などは必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多いため、セグメントごとに生産規模、受注規模を金額あるいは数量で示していません。

このため、生産、受注および販売の状況については、「1 業績等の概要」におけるセグメントの業績の記載に含めています。

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、それぞれ連結売上高の11.3%および10.6%を占める主要顧客があり、その売上高は主にIT/NWソリューション事業およびモバイルソリューション事業の売上高に含まれています。

3 【対処すべき課題】

ITとネットワーク技術の進展によって、「いつでもどこでも」様々な情報通信機器を通して必要な情報をやりとりできる「ユビキタス社会」が現実のものとなってきました。さらに、NGN（次世代ネットワーク）が安心・安全な社会、便利で快適な社会を作る基盤となり、その基盤の上で様々な新しいサービスが生み出されていくものと見込まれています。

NECグループは、このような事業環境の変化を新たなビジネスチャンスと捉え、IT/NWソリューション、モバイル/パーソナルソリューションおよびエレクトロニクスからなる三つの領域において世界水準の技術力を活用した総合的なソリューションを提供することにより、さらなる成長をはかってまいります。

具体的には、NGNを軸として、通信事業者向けだけではなく、官公庁・地方自治体、通信・メディア、流通、金融、交通、医療などの各分野においてユビキタス社会の実現に役立つ様々なソリューションを創造し、NGNにより活性化された市場における事業を展開していくとともに、NGNを支えるプロダクトおよびデバイス事業を拡大し、サービスプラットフォームを中心としたNGN関連事業における収益の拡大を目指します。

また、NECグループのより一層の成長をはかるためには、グローバルな事業展開を拡大していくことが必要です。NECグループでは、現在、米国、欧州およびアジアにおいて、国や地域を軸としたシナジーの創出、営業および技術支援体制の強化などを目的として、海外現地法人の再編成などの事業基盤の強化策を進めており、ネットワークシステム分野については、移動通信システムなどを中心に、またITサービス/SI分野やITプラットフォーム分野については、シンクライアント（ハードディスクドライブ等の記憶装置を持たない端末）などの競争力のあるソリューションおよび商品を中心に、海外市場での拡販活動を積極的に実施してまいります。

さらに、収益力の強化に関しては、製造部門およびソフトウェア開発部門において継続している生産革新活動をさらに強化するほか、モバイルターミナル分野については、携帯電話機の開発のスピードアップや製品供給体制の強化による収益性の確保を目指します。また、半導体分野では、自動車およびデジタルコンシューマ分野へのリソースの集中、国内外の生産体制の見直しによる製造コストの削減などNECエレクトロニクス(株)が平成19年2月に発表した事業構造改革のための施策の確実な実施に向けて、NECグループ各社と同社との連携を強化してまいります。

NECグループは、これらの施策の実行により、事業の拡大と収益力の強化を実現し、「グローバルなイノベーションカンパニー」へと発展していくことで株主の皆様のご期待に応える所存です。

なお、当社は、平成18年11月に(株)東京証券取引所等において公表した中間決算を同年12月に訂正したことに関連して、同取引所などの国内各証券取引所に改善報告書を提出いたしました。改善措置については、その後提出した改善状況報告書に記載のとおり、経理部門などにおいて、決算業務の効率化・精度向

上のためのシステムの拡充、監査対応の効率化のための業務プロセスの改善、および要員の増強・教育等を順次実施するなど、情報開示体制の改善を引き続き推進してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間においては、経営上の重要な契約等を行っていません。

5 【研究開発活動】

NECグループでは、当社の中央研究所を中核研究拠点と位置付け、同研究所を中心にIT/ネットワーク統合領域およびシステムデバイス領域における将来技術を切り拓く先行技術、ならびにNECグループの事業を支える共通基盤技術の研究開発を行うなど、グループとしての研究開発戦略を推進しています。その一環として、当社は、平成19年7月、奈良県生駒市に「C&Cイノベーション研究所」を設立しました。同研究所では、国内外の大学や研究機関、当社と業種の異なる企業などとの幅広い連携により、30年先を見据えた将来の情報通信システムの研究を進めています。

NECグループの当中間連結会計期間における主要な研究成果は次のとおりです。

(IT/NWソリューション事業)

NGN対応パケットネットワークの高信頼化技術の開発

国内外の通信事業者は、場所やネットワーク環境の違いを意識することなく、臨場感のある音声・映像コミュニケーションを行うことや、動画・音楽配信、電子商取引などの多様なサービスを安全、快適、安価に利用することが可能となるNGN（次世代ネットワーク）の構築に向けた取り組みを本格化させています。NGNは、IP（インターネット・プロトコル）技術をベースに構築されますが、従来の音声通信技術をベースとしたネットワークに比べて、障害発生時にネットワークの復旧に時間がかかることが課題となっています。NECグループでは、通信障害が発生しても高速に復旧できるメトロ（都市内）通信網向けリング型パケットネットワークの高信頼化技術を開発しました。

パケットネットワークでは、データを小さなまとまり（パケット）に分割して送信します。このたび開発した高信頼化技術は、ネットワーク装置のRPR（リング型パケット通信方式）処理機能を二重化することで、障害発生時に障害箇所を高速で迂回し通信を継続することを可能としました。さらに、複数のリング型パケットネットワーク同士を接続する部分についても二重化する技術を開発したことにより、当該接続部分で障害が発生した場合でも50ms（1ms＝1000分の1秒）未満という短時間で障害を復旧し、通信停止を回避することが可能となりました。

NECグループでは、これらの技術がNGNに対応する高信頼性ネットワーク装置の製品化に大きく貢献するものと考えております。

(モバイル/パーソナルソリューション事業)

金属に匹敵する熱伝導性を実現したバイオ・プラスチックの開発

近年、携帯電話機やパーソナルコンピュータなどの小型電子機器は、高性能化が進み、発熱量が増加しています。これまで、電子機器の発熱対策としては、放熱ファンや放熱シートが用いられてきましたが、機器の小型化・薄型化の進行によりその使用が困難になりつつあります。また、筐体にステンレス等の熱伝導性の高い金属を使う方法もありますが、筐体に金属を使用した場合、熱源から垂直方向への熱伝導性が高すぎるため局部的に高温になり、使用上の不快感を起しやすくなります。また、環境保全対策の観点からは、再生可能な植物資源由来のバイオ・プラスチックを電子機器の筐体に利用する可能性が注目されていますが、通常、バイオ・プラスチックは熱伝導性が低いという問題がありました。

NECグループでは、トウモロコシなどの植物由来の樹脂を用いて高度な熱伝導性を実現するバイオ・プラスチックを世界に先駆けて開発しました。この新素材は、バイオ・プラスチックの中に当社が独自に開発した結合剤を用いて炭素繊維を網目状に混ぜ込んだもので、これまでのバイオ・プラスチックと比べ熱伝導性が格段に高く、ステンレス以上の熱拡散性を実現し、さらに、ステンレス等の金属にはない平面方向への高い伝熱性を有しています。

このバイオ・プラスチックを電子機器の筐体に使用した場合、局部的に高温化することなく筐体全体に熱を拡散させることが可能となるため、電子機器の発熱対策に寄与するとともに、機器の軽量化を図ることができます。さらに、炭素繊維以外の成分は、結合剤も含め大部分が植物由来であるため、環境保全対策にも役立つものと期待されます。

NECグループは、平成20年度末までを目標に、この新素材の量産化に向けた実用技術を開発し、その後、電子機器の筐体をはじめとする様々な分野への活用を進めていきます。

(エレクトロニクス事業)

マルチコア技術を導入したカーナビゲーション用システムLSIの製品化

このたびNECグループでは、2つ以上のプロセッサコア（一式の演算処理機能）を1個のパッケージに集積するマルチコア技術を採用したカーナビゲーション向けシステムLSIを製品化し、「NaviEngine®（ナビエンジン®）」の名称でサンプル出荷を開始しました。

今後、カーナビゲーションシステムは、従来の位置情報の表示のみならず、画像認識システムを活用した障害物検知などの運転支援機能や走行制御機能といった様々な機能を同時に提供することが想定されます。この「NaviEngine®」は、プロセッサコアを4個搭載して並列処理を行うことにより、最高1920MIPS（注）（400MHz動作時）という超高速な処理を実現しました。

NECグループでは、この技術をもとに、カーナビゲーション向け半導体製品のラインナップの充実を目指します。

（注）1 MIPSは、1秒間に100万回の命令を処理する能力。

(その他)

量子コンピュータの実現に向けた量子ビットの統合制御実証に世界で初めて成功

量子コンピュータは、量子力学の原理を情報処理に応用するコンピュータで、現在のコンピュータに比べ飛躍的に高い計算能力をもつ将来のコンピュータとしてその実現が期待されています。量子コンピュータ上で高速演算処理を可能とするためには、量子ビット（量子コンピュータが扱う情報の最小単位）の量子状態を制御する技術と、量子ビット間の情報のやりとりを制御する技術の双

方が必要となります。NECグループでは、これまで量子状態を制御するための技術をいくつか確立してきておりますが、これに加えて、独立行政法人科学技術振興機構および独立行政法人理化学研究所との共同研究により、固定素子を用いて量子ビット間の結合を制御する回路技術を開発しました。このたび、この回路技術を用いて、2つの量子ビットを任意につないだり切り離したりすることで、1量子ビットと2量子ビットのいずれの量子演算も実行できることが実証されました。今後はさらに多くの量子ビットの結合制御を進め、量子コンピュータの実現を目指します。

当中間連結会計期間における当社および当社連結子会社の研究開発費は、172,194百万円であり、これを事業のセグメント別に示すと以下のとおりとなります。

IT/NWソリューション事業	72,114百万円
モバイル/パーソナルソリューション事業	22,999百万円
エレクトロニクスデバイス事業	60,960百万円
その他	16,121百万円

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、設備投資計画金額を150,000百万円としていましたが、エレクトロニクス事業において投資内容の一部を見直したことから、計画金額を140,000百万円に修正しました。

なお、新たに確定した重要な設備の除却および売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,500,000,000
計	7,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,029,731,127	2,029,732,635	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所 ナスダック(米国)(注)2	—
計	2,029,731,127	2,029,732,635	—	—

(注)1 「提出日現在発行数」には、平成19年11月1日から提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。

- 2 当社は、平成18年3月期の米国証券取引委員会(SEC)向け年次報告書の提出に関して、米国会計基準に基づき必要とされる複合契約に含まれる保守・サポートサービスの収益認識に関する分析を、米国公開会社会計監督委員会(PCAOB)の監査基準に基づき会計監査人から要求されていました。しかし、平成19年9月21日、当社は、この分析を完了できないこと、これに伴い、平成18年3月期のSEC向け年次報告書は提出できないこと、当社が平成12年3月期以降の決算期につきSECに提出した米国会計基準に基づく連結財務諸表には依拠できないこと、および財務情報を修正再表示(リステート)するために必要な修正作業を行うことが困難であることから、かかるリステートは事実上行うことができないと判断したこと等を公表いたしました。この公表後、ナスダック(米国)は、平成19年9月27日に、当社の米国預託証券(ADR)の取引を停止し、同年10月29日に、その上場を廃止しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

(イ) 平成14年6月20日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	137	136
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137,000(注)1	136,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 888(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 888 資本組入額 444	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成16年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成16年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(ロ) 平成15年6月19日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	157	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 769(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 769 資本組入額 385	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成17年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成17年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(ハ) 平成16年6月22日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	204	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 801(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 801 資本組入額 401	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成18年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成18年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(二) 平成17年6月22日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	290	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 637(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 637 資本組入額 319	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成19年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成19年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社は会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

平成18年6月22日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	294	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 636(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～ 平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成20年7月31日までにかかる地位を喪失した場合には、平成20年8月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行等(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ③ 当社は、平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しています。当該転換社債の残高、転換価格および資本組入額は次のとおりです。

無担保第10回転換社債(平成8年4月15日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
転換社債の残高(百万円)	97,671	97,669
転換価格(円)	1,326	同左
資本組入額(円)	1株につき 663	同左

2010年満期ユーロ円建転換社債(平成13年12月10日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
転換社債の残高(百万円)	100,000	同左
転換価格(円)	1,664.10	同左
資本組入額(円)	1株につき 833	同左

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年6月13日	171	2,029,727	113	337,936	113	422,492
平成19年7月26日	3	2,029,731	2	337,938	2	422,494
平成19年10月18日	1	2,029,732	0	337,939	0	422,495

(注) 全て転換社債の転換による増加です。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	89,033	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	77,194	3.80
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部)	90, ワチントン ストリート, ニューヨーク, NY 10015, 米国 (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	58,380	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	56,326	2.78
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	ウルゲート ハウス, コールマン ストリート, ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	46,529	2.29
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	41,000	2.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	39,977	1.97
NEC従業員持株会	東京都港区芝五丁目7番1号	30,259	1.49
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	24,569	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友商事株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	23,299	1.15
計	—	486,568	23.97

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は、当該各社の信託業務にかかる株式です。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友商事株式会社退職給付信託口)の所有株式は、住友商事株式会社が住友信託銀行株式会社に委託し、さらに住友信託銀行株式会社が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は住友商事株式会社が留保しています。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,727,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 2,673,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,009,369,000	2,009,369	—
単元未満株式	普通株式 13,962,127	—	—
発行済株式総数	2,029,731,127	—	—
総株主の議決権	—	2,009,369	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式223,000株(議決権223個)が含まれています。

2 「単元未満株式」のうち自己株式および相互保有株式の明細は次のとおりです。

所有者の氏名 または名称	所有 株式数(株)
日本電気(株)	278
日本電気硝子(株)	320
NECインフロンティア(株)	966
(株)シンシア	382

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	3,727,000	—	3,727,000	0.18
日本電気硝子(株)	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号	1,762,000	—	1,762,000	0.09
NECインフロンティア(株)	神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号	743,000	—	743,000	0.04
(株)シンシア	東京都品川区南大井六丁目26番3号	71,000	—	71,000	0.00
日通工エレクトロニクス(株)	長野県須坂市大字小河原2031番地の1	62,000	—	62,000	0.00
テクノ・マインド(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号	20,000	—	20,000	0.00
三和エレクトロニクス(株)	神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目977番地	12,000	—	12,000	0.00
(株)コンピュータシステム研究所	東京都台東区柳橋一丁目1番12号	3,000	—	3,000	0.00
計	—	6,400,000	—	6,400,000	0.32

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	670	651	643	656	596	573
最低(円)	628	575	599	585	504	526

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しています。

また、記載金額は、前中間会計期間は百万円未満を切り捨てし、当中間会計期間および前事業年度は百万円未満を四捨五入しています。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表、および前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表、および当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けています。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金および預金		347,815		234,790		332,446	
2 受取手形および 売掛金	※ 4, 5, 7	732,616		727,323		874,543	
3 有価証券		93,303		169,517		91,570	
4 たな卸資産		550,643		534,515		493,224	
5 繰延税金資産		109,092		118,280		114,560	
6 その他		181,908		144,957		150,895	
貸倒引当金		△10,426		△7,489		△9,557	
流動資産合計		2,004,951	54.3	1,921,893	53.4	2,047,681	54.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※ 1, 2						
(1) 建物		241,504		233,086		238,677	
(2) 機械および装置		216,595		197,170		214,833	
(3) 工具器具および 備品		102,057		110,383		104,925	
(4) その他		122,266	682,422	130,740	671,379	126,094	684,529
2 無形固定資産							
(1) のれん		92,976		95,641		89,566	
(2) その他		144,248	237,224	129,583	225,224	132,425	221,991
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		253,214		221,007		230,504	
(2) 関係会社株式		103,605		223,795		221,864	
(3) 繰延税金資産		223,524		164,930		160,810	
(4) その他		215,246		187,802		181,098	
貸倒引当金		△25,654	769,935	△17,525	780,009	△16,808	777,468
固定資産合計		1,689,581	45.7	1,676,612	46.6	1,683,988	45.1
資産合計		3,694,532	100.0	3,598,505	100.0	3,731,669	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	※7	761,633		683,235		786,899	
2	※2,6	118,155		117,225		151,947	
3		40,000		149,881		102,943	
4		146,418		104,055		76,570	
5		269,762		273,260		285,039	
6		145		344		401	
7		24,924		39,621		34,459	
8		266,040		234,235		257,221	
		1,627,077	44.1	1,601,856	44.5	1,695,479	45.5
II 固定負債							
1	※2,6	473,504		369,216		443,219	
2		62,576		87,865		42,759	
3		11,422		13,919		11,424	
4		204,466		224,093		216,769	
5		17,689		14,925		16,355	
6		723		1,793		2,380	
7		5,044		5,183		5,634	
8		53,301		61,614		57,527	
		828,725	22.4	778,608	21.7	796,067	21.3
		2,455,802	66.5	2,380,464	66.2	2,491,546	66.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		337,822		337,939		337,822	
2 資本剰余金		464,924		464,876		464,838	
3 利益剰余金		162,050		160,155		173,003	
4 自己株式		△2,960		△3,269		△3,225	
株主資本合計		961,836	26.0	959,701	26.6	972,438	26.0
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		66,461		51,029		57,706	
2 繰延ヘッジ損益		9		△225		△143	
3 為替換算調整勘定		4,865		9,955		8,807	
評価・換算差額等 合計		71,335	1.9	60,759	1.7	66,370	1.8
III 新株予約権		66	0.0	98	0.0	81	0.0
IV 少数株主持分		205,493	5.6	197,483	5.5	201,234	5.4
純資産合計		1,238,730	33.5	1,218,041	33.8	1,240,123	33.2
負債純資産合計		3,694,532	100.0	3,598,505	100.0	3,731,669	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	対売上 高比 (%)	金額(百万円)	対売上 高比 (%)	金額(百万円)	対売上 高比 (%)
I 売上高		2,221,604	100.0	2,140,593	100.0	4,652,649	100.0
II 売上原価		1,549,243	69.7	1,457,974	68.1	3,242,459	69.7
売上総利益		672,361	30.3	682,619	31.9	1,410,190	30.3
III 販売費および 一般管理費	※1	664,857	30.0	655,183	30.6	1,340,214	28.8
営業利益		7,504	0.3	27,436	1.3	69,976	1.5
IV 営業外収益							
1 受取利息		4,384		4,626		8,951	
2 受取配当金		1,780		2,036		3,622	
3 持分法による 投資利益		555		—		—	
4 その他		7,678	14.397	7,366	14.028	13,622	26,195
V 営業外費用							
1 支払利息		7,441		7,614		16,161	
2 退職給付費用		—		6,911		13,863	
3 固定資産廃棄損		—		4,532		15,639	
4 為替差損		2,415		3,655		2,622	
5 持分法による 投資損失		—		8		4,006	
6 その他		23,864	33.720	8,976	31.696	27,533	79,824
経常利益または 経常損失(△)		△ 11,819	△ 0.5	9,768	0.5	16,347	0.4
VI 特別利益							
1 事業譲渡益	※2	—		3,216		—	
2 投資有価証券売却益		10,970		1,917		25,651	
3 固定資産売却益	※3	107		1,340		2,872	
4 持分変動利益	※4	8,630		926		8,630	
5 リサイクル費用引当 金戻入益		1,805		924		1,892	
6 関係会社株式売却益	※5	—		159		41	
7 退職給付信託解約益	※6	—		—		69,533	
8 退職給付信託設定益	※7	6,534		—		6,534	
9 新株予約権戻入益		—	28,046	1.3	—	8,482	0.3
2		—		8,482	0.3	2	115,155
VII 特別損失							
1 製品不具合対策費用	※8	—		2,823		4,695	
2 事業構造改革費用	※9	10,777		2,736		15,805	
3 投資有価証券等 評価損	※10	1,545		1,208		10,058	
4 固定資産除却損	※11	—		1,010		—	
5 減損損失	※12	1,283		529		2,768	
6 関係会社株式売却損	※13	—		408		661	
7 退職給付関連費用	※14	978		—		991	
8 固定資産売却損	※15	—		—		208	
9 投資有価証券売却損		—	14,583	0.7	—	8,714	0.4
税金等調整前 中間(当期)純利益		1,644	0.1	9,536	0.4	96,297	2.1
法人税、住民税 および事業税		11,371		18,180		30,728	
法人税等調整額		△ 153	11,218	0.5	△ 2,280	15,900	0.7
少数株主損益		353	0.0	△ 1,617	△ 0.1	△ 5,801	△ 0.1
中間(当期)純利益 または純損失(△)		△ 9,927	△ 0.4	△ 4,747	△ 0.2	9,128	0.2

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	337,821	441,155	173,808	△2,869	949,915
中間連結会計期間中の変動額					
株式交換による増加		24,382			24,382
転換社債型新株予約権付社債の 転換	1	1			2
役員賞与(注)			△200		△200
剰余金の配当(注)			△5,979		△5,979
中間純損失			△9,927		△9,927
自己株式の取得および処分		△67		△91	△158
持分法適用範囲の変動			4,348		4,348
その他		△547			△547
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	1	23,769	△11,758	△91	11,921
平成18年9月30日残高(百万円)	337,822	464,924	162,050	△2,960	961,836

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定			
平成18年3月31日残高(百万円)	78,128	—	1,764	—	212,843	1,242,650
中間連結会計期間中の変動額						
株式交換による増加						24,382
転換社債型新株予約権付社債の 転換						2
役員賞与(注)						△200
剰余金の配当(注)						△5,979
中間純損失						△9,927
自己株式の取得および処分						△158
持分法適用範囲の変動						4,348
その他						△547
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△11,667	9	3,101	66	△7,350	△15,841
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△11,667	9	3,101	66	△7,350	△3,920
平成18年9月30日残高(百万円)	66,461	9	4,865	66	205,493	1,238,730

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	337,822	464,838	173,003	△3,225	972,438
中間連結会計期間中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の 転換	116	116			233
剰余金の配当			△8,101		△8,101
中間純損失			△4,747		△4,747
自己株式の取得				△200	△200
自己株式の処分		△79		156	77
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	116	37	△12,848	△44	△12,738
平成19年9月30日残高(百万円)	337,939	464,876	160,155	△3,269	959,701

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	57,706	△143	8,807	66,370	81	201,234	1,240,123
中間連結会計期間中の変動額							
転換社債型新株予約権付社債の 転換							233
剰余金の配当							△8,101
中間純損失							△4,747
自己株式の取得							△200
自己株式の処分							77
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△6,677	△82	1,148	△5,611	17	△3,751	△9,345
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△6,677	△82	1,148	△5,611	17	△3,751	△22,082
平成19年9月30日残高(百万円)	51,029	△225	9,955	60,759	98	197,483	1,218,041

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	337,821	441,155	173,808	△2,869	949,915
連結会計年度中の変動額					
株式交換による増加		24,382			24,382
転換社債型新株予約権付社債の転換	1	1			2
役員賞与(注1)			△200		△200
剰余金の配当(注2)			△14,081		△14,081
当期純利益			9,128		9,128
自己株式の取得				△558	△558
自己株式の処分		△153		202	49
持分法適用範囲の変動			4,348		4,348
その他		△547			△547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1	23,683	△805	△356	22,523
平成19年3月31日残高(百万円)	337,822	464,838	173,003	△3,225	972,438

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	78,128	—	1,764	79,892	—	212,843	1,242,650
連結会計年度中の変動額							
株式交換による増加							24,382
転換社債型新株予約権付社債の転換							2
役員賞与(注1)							△200
剰余金の配当(注2)							△14,081
当期純利益							9,128
自己株式の取得							△558
自己株式の処分							49
持分法適用範囲の変動							4,348
その他							△547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△20,422	△143	7,043	△13,522	81	△11,609	△25,050
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△20,422	△143	7,043	△13,522	81	△11,609	△2,527
平成19年3月31日残高(百万円)	57,706	△143	8,807	66,370	81	201,234	1,240,123

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

(注2) 剰余金の配当のうち、5,979百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,644	9,536	96,297
減価償却費		93,011	92,732	198,398
長期前払費用償却費		12,851	11,886	25,975
減損損失		1,283	529	2,768
のれん償却額		4,164	4,375	8,287
貸倒引当金減少額		△ 4,651	△ 1,737	△ 13,327
製品保証等引当金増加額		13,470	4,786	24,553
電子計算機買戻損失引当金 減少額		△ 1,843	△ 1,430	△ 3,177
退職給付引当金増加額		6,805	5,417	28,629
受取利息および受取配当金		△ 6,164	△ 6,662	△ 12,573
支払利息		7,441	7,614	16,161
持分法による投資損益		△ 555	8	4,006
持分変動利益		△ 8,630	△ 926	△ 8,630
固定資産売却益		△ 107	△ 1,340	△ 2,872
固定資産売却損		—	—	208
投資有価証券売却益		△ 10,970	△ 1,917	△ 25,651
投資有価証券等評価損		1,545	1,208	10,058
投資有価証券売却損		—	—	19
関係会社株式売却益		—	△ 159	△ 41
関係会社株式売却損		—	408	661
事業譲渡益		—	△ 3,216	—
新株予約権戻入益		—	—	△ 2
退職給付信託解約益		—	—	△ 69,533
和解金および損害賠償金		863	705	7,510
製品不具合対策費用		—	2,823	—
事業構造改革費用		—	2,736	—
売上債権の減少(△増加)額		135,752	146,850	△ 31,524
たな卸資産の増加額		△ 54,707	△ 45,630	△ 14,098
仕入債務の減少額		△ 66,728	△ 103,789	△ 24,413
その他		7,051	△ 36,412	67,558
小計		131,525	88,395	285,247
利息および配当金の受取額		6,151	6,672	12,598
利息の支払額		△ 7,336	△ 8,279	△ 16,180
和解金および損害賠償金の 支払額		△ 8,478	△ 3,748	△ 15,240
法人税等の支払額		△ 15,783	△ 22,325	△ 28,107
営業活動による キャッシュ・フロー		106,079	60,715	238,318

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△ 92,502	△ 65,696	△ 186,815
有形固定資産の売却による収入		43,401	11,648	50,316
無形固定資産の取得による支出		△ 18,760	△ 18,090	△ 36,262
投資有価証券の取得による支出		△ 3,806	△ 4,939	△ 10,655
投資有価証券の売却による収入		17,478	4,216	38,432
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出		△ 1,630	△ 6,813	△ 1,630
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による収入		—	—	1,716
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入		39	123	39
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出		—	—	△ 1,496
関係会社株式の取得による支出		△ 10,955	△ 4,290	△ 22,915
関係会社株式の売却による収入		56	31	260
事業譲渡による収入		—	10,563	—
貸付による支出		△ 10,576	△ 377	△ 12,304
貸付金の回収による収入		12,162	48	14,887
その他		156	△ 1,207	△ 3,249
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 64,937	△ 74,783	△ 169,676
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金純増加(△減少)額		△ 18,279	16,140	70,574
長期借入による収入		4,856	57,889	15,564
長期借入金の返済による支出		△ 20,543	△ 27,487	△ 58,328
社債の発行による収入		—	50	—
社債の償還による支出		△ 29,216	△ 46,335	△ 129,268
少数株主の増資引受による収入		14,378	—	14,378
配当金の支払額		△ 5,961	△ 8,087	△ 14,060
その他		△ 1,207	△ 1,146	△ 2,599
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 55,972	△ 8,976	△ 103,739
IV 現金および現金同等物にかかる 換算差額		2,252	3,436	6,096
V 現金および現金同等物の減少額		△ 12,578	△ 19,608	△ 29,001
VI 現金および現金同等物の期首残高		452,370	423,369	452,370
VII 現金および現金同等物の中間期末 (期末)残高	※1	439,792	403,761	423,369

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>中間連結財務諸表は、子会社365社を連結したものです。 (主な連結子会社) NECエレクトロニクス㈱、 NECエレクトロニクス・アメリカ社、 武漢NEC移動通信有限公司、 NECコーポレーション・オブ・アメリカ社、 NECパーソナルプロダクツ㈱、 NECヨーロッパ社、 NECネッツエスアイ㈱、 NECトーキン㈱、 NECインフロンティア㈱、 NECフィールディング㈱、 日本アビオニクス㈱、 NECモバイルリング㈱</p> <p>中間連結会計期間の連結範囲の異動は、増加27社、減少18社で、主な増減は以下のとおりです。</p> <p>(取得・設立等により、連結子会社とした会社) ・・・・・・・・・・27社 NECビッグローブ㈱、 NECエレクトロニクス韓国社、 クォーバル・インテグレイテッド・ソリューション社、 NEC フィリップス・ユニファイド・ソリューションズ・イタリア社 他</p> <p>(清算・売却等により、減少した会社)・・・11社 北光電子㈱ 他</p>	<p>中間連結財務諸表は、子会社339社を連結したものです。 (主な連結子会社) NECエレクトロニクス㈱、 NECコーポレーション・オブ・アメリカ社、 NECパーソナルプロダクツ㈱、 NECヨーロッパ社、 日電(中国)有限公司、 NECネッツエスアイ㈱、 NECトーキン㈱、 NECインフロンティア㈱、 NECフィールディング㈱、 日本アビオニクス㈱、 NECモバイルリング㈱</p> <p>中間連結会計期間の連結範囲の異動は、増加8社、減少11社で、主な増減は以下のとおりです。</p> <p>(取得・設立等により、連結子会社とした会社) ・・・・・・・・・・8社 スフィア・コミュニケーションズ社 他</p> <p>(清算・売却等により、減少した会社)・・・5社 秋田日本電気㈱、 鹿児島日本電気㈱、 NT販売㈱ 他</p>	<p>連結財務諸表は、子会社342社を連結したものです。 (主な連結子会社) NECエレクトロニクス㈱、 NECコーポレーション・オブ・アメリカ社、 NECパーソナルプロダクツ㈱、 NECヨーロッパ社、 日電(中国)有限公司、 NECネッツエスアイ㈱、 NECトーキン㈱、 NECインフロンティア㈱、 NECフィールディング㈱、 日本アビオニクス㈱、 NECモバイルリング㈱</p> <p>連結会計年度の連結範囲の異動は、増加32社、減少46社で、主な増減は以下のとおりです。</p> <p>(取得・設立等により、連結子会社とした会社) ・・・・・・・・・・32社 NECビッグローブ㈱、 NECエレクトロニクス韓国社、 NEC フィリップス・ユニファイド・ソリューションズ・ビーブイ社、 NECトーキン・ 코리아社 他</p> <p>(清算・売却等により、減少した会社)・・・36社 北光電子㈱、 パッカードベル・ビーブイ社、 NEC USA社、 NECレーザ・オートメーション㈱ 御殿場日本電気㈱ 他</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	(旧)	(新)	(旧)	(新)	(旧)	(新)
	(合併により減少した会社)・・・7社		(合併により減少した会社)・・・6社		(合併により減少した会社)・・・10社	
	トーキン商工(株)	NECトーキン(株)	(株)アビームシステムエンジニアリング	アビームコンサルティンク(株)	トーキン商工(株)	NECトーキン(株)
	NECトーキン富山(株)		アビームコンサルティンク(株)	NECコントロールシステム(株)	NECトーキン富山(株)	
	NECトーキン岩手(株)		NECポスタルテクノレクス(株)	NECディスプレイソリューションズ(株)	NECトーキン岩手(株)	
	NECトーキン栃木(株)		日本電気ロボットエンジニアリング(株)	NECトーキンインターナショナル社	NECトーキン栃木(株)	
	NECトーキン兵庫(株)		NECビューテクノロジー(株)	NECトーキンアメリカ社	NECトーキン兵庫(株)	
	NECトーキン(株)		NECディスプレイソリューションズ(株)	NECトーキンアメリカ社	NECトーキン(株)	
	NECアメリカ社	NECコーポレーション・オブ・アメリカ社	NECトーキンアメリカ社	NECアメリカ社	NECコーポレーション・オブ・アメリカ社	
	NECソリューションズ(アメリカ)社	NECエレクトロニクス(株)	NECトーキンアメリカ社	NECソリューションズ(アメリカ)社	NECエレクトロニクス(株)	
	NEC化合物デバイス(株)		NECテレネットワークス(株)	NEC化合物デバイス(株)		
	NECエレクトロニクス(株)		NECネットエスアイ(株)	NECデバイスポート(株)		
				NECエレクトロニクス(株)		
				エピファニー・ソリューションズ(株)	(株)アビームシステムエンジニアリング	
				(株)アビームシステムエンジニアリング		
				クオーバル・インテグレイテッド・ソリューションズ社	アビームコンサルティンク(ユーエスエー)社	
				アビームコンサルティンク(ユーエスエー)社	アビームコンサルティンク(ユーエスエー)社	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>①持分法適用の非連結子会社数 …該当事項はありません。</p> <p>②関連会社に対する投資につきましては、持分法を適用しており、適用会社数は68社です。</p> <p>(関連会社)・・・68社 (主な持分法適用会社)</p> <p>(株)プレオマート、 キーウェアソリューションズ(株)、 日本コンピューター・システム(株)、 (株)南東京ケーブルテレビ、 アラクサラネットワークス(株)、 NECリース(株)、 日本電気硝子(株)、 アンリツ(株)、 日本航空電子工業(株)、 (株)ホンダエレシス、 NEC SCHOTT コンポーネンツ(株)、 (株)シンシア、 (株)トッパンNECサーキットソリューションズ、 上海広電NEC液晶顕示器有限公司、 ソニーNECオプティアーク(株)、 アドコアテック(株)</p> <p>当中間連結会計期間の持分法適用会社の異動は、増加がソニーNECオプティアーク(株)、アドコアテック(株)、他1社の計3社、減少がびわ銀ソフトウェア(株)、他2社の計3社です。</p> <p>③持分法を適用しない非連結子会社および関連会社 …該当事項はありません。</p> <p>④日本電子計算機(株)の発行済株式総数の20%以上を所有していますが、同社は情報処理産業振興のため、国産電子計算機製造社等6社の共同出資により運営されている特殊な会社として関連会社から除外していません。</p>	<p>①持分法適用の非連結子会社数 …同左</p> <p>②同左</p> <p>(関連会社)・・・同左 (主な持分法適用会社)</p> <p>(株)プレオマート、 キーウェアソリューションズ(株)、 日本コンピューター・システム(株)、 (株)南東京ケーブルテレビ、 アラクサラネットワークス(株)、 NECリース(株)、 日本電気硝子(株)、 アンリツ(株)、 日本航空電子工業(株)、 (株)ホンダエレシス、 NEC SCHOTT コンポーネンツ(株)、 (株)シンシア、 (株)トッパンNECサーキットソリューションズ、 上海広電NEC液晶顕示器有限公司、 ソニーNECオプティアーク(株)、 アドコアテック(株)、 オートモーティブエナジーサプライ(株)</p> <p>当中間連結会計期間の持分法適用会社の異動は、増加がオートモーティブエナジーサプライ(株)およびNT販売(株)の計2社、減少が株オーセンティック、他1社の計2社です。</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p>	<p>①持分法適用の非連結子会社数 …同左</p> <p>②同左</p> <p>(関連会社)・・・同左 (主な持分法適用会社)</p> <p>(株)プレオマート、 キーウェアソリューションズ(株)、 日本コンピューター・システム(株)、 (株)南東京ケーブルテレビ、 アラクサラネットワークス(株)、 NECリース(株)、 日本電気硝子(株)、 アンリツ(株)、 日本航空電子工業(株)、 (株)ホンダエレシス、 NEC SCHOTT コンポーネンツ(株)、 (株)シンシア、 (株)トッパンNECサーキットソリューションズ、 上海広電NEC液晶顕示器有限公司、 ソニーNECオプティアーク(株)、 アドコアテック(株)</p> <p>当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加がソニーNECオプティアーク(株)、アドコアテック(株)、他3社の計5社、減少が華虹半導体有限公司、びわ銀ソフトウェア(株)、他3社の計5社です。</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>以下の会社を除き、中間決算日は9月30日です。</p> <p>NEC・ド・ブラジル社、 NECソリューションズ・ブラジル社、 首鋼日電電子有限公司、 NECアルヘンチーナ社、 NECチリ社 他70社</p> <p>上記の会社は主に中間決算は6月であり、連結子会社の中間決算日現在の財務諸表を使用しています。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。</p>	<p>以下の会社を除き、中間決算日は9月30日です。</p> <p>NEC・ド・ブラジル社、 NECソリューションズ・ブラジル社、 首鋼日電電子有限公司、 NECアルヘンチーナ社、 NECチリ社、 NECフィリップス・ユニファイド・ソリューションズ・ビーブイ社 他43社 同左</p>	<p>以下の会社を除き、3月決算です。</p> <p>NEC・ド・ブラジル社、 NECソリューションズ・ブラジル社、 首鋼日電電子有限公司、 NECアルヘンチーナ社、 NECチリ社、 NECフィリップス・ユニファイド・ソリューションズ・ビーブイ社 他53社</p> <p>上記の会社は主に12月決算であり、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法	<p>連結子会社が採用する会計処理基準と当社が使用する会計処理基準とは、おおむね同一です。ただし、海外の連結子会社が採用する会計処理基準の一部は、各国の会計処理基準に準拠しています。</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 ・時価のあるもの …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの …移動平均法による原価法 —</p> <p>② デリバティブ …時価法</p> <p>③ たな卸資産 評価基準は以下の評価方法に基づく低価法を採用しています。 評価方法 製品 注文生産品 …主に個別法 標準量産品 …主に先入先出法 仕掛品 注文生産品 …主に個別法 標準量産品 …主に総平均法 半製品、原材料その他 …主に先入先出法</p>	<p>同左</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 ・時価のあるもの …同左</p> <p>・時価のないもの …同左</p> <p>・投資事業有限責任組合等への出資 …入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっています。</p> <p>② デリバティブ …同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>	<p>同左</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 ・時価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの …同左</p> <p>・投資事業有限責任組合等への出資 …同左</p> <p>② デリバティブ …同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の評価基準および評価方法	<p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しています。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物 7～50年 機械および装置、 工具器具および備品 2～22年</p> <p>なお、リース資産については、リース期間にわたって定率法により償却しています。</p>	<p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しています。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物 7～50年 機械および装置、 工具器具および備品 2～22年</p> <p>なお、リース資産については、リース期間にわたって定率法により償却しています。</p> <p>(会計方針の変更) 一部の国内連結子会社では、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これによる、営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>(追加情報) 当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益がそれぞれ1,210百万円減少しています。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	<p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しています。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物 7～50年 機械および装置、 工具器具および備品 2～22年</p> <p>なお、リース資産については、リース期間にわたって定率法により償却しています。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>② 無形固定資産 ・ソフトウェア 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却方法(主として見込有効期間3年以内)を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(最長5年)に基づく定額法を採用しています。</p> <p>・のれん のれんについては、20年以内の効果が及ぶ期間で均等償却しています。</p> <p>—</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>② 役員賞与引当金 当社および国内子会社は役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。</p> <p>③ 製品保証等引当金 当社および当社の連結子会社は、製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p>	<p>② 無形固定資産 ・ソフトウェア 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法(主として見込有効期間3年以内)を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(最長5年)に基づく定額法を採用しています。</p> <p>・のれん 同左</p> <p>③ 投資その他の資産 長期前払費用は、定額法または販売実績等に基づいた償却を行っています。</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 当社および当社の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。</p> <p>③ 製品保証等引当金 当社および当社の連結子会社は、製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p>	<p>② 無形固定資産 ・ソフトウェア 同左</p> <p>・のれん 同左</p> <p>③ 投資その他の資産 長期前払費用は、每期均等償却または販売実績等に基づいた償却を行っています。</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 当社および当社の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、連結会計年度における支給見込額を計上しています。</p> <p>③ 製品保証等引当金 当社および当社の連結子会社は、製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(追加情報) 製品の無償保証期間中の修理費用は、従来修理作業等の発生時に計上しており、前中間連結会計期間においても修理作業等の発生時に計上していましたが、前連結会計年度(下期)より売上高等に対する過去の実績率に基づいた見積額を計上する方法に変更しました。この結果、変更後の方法によった場合に比べ、前中間連結会計期間の営業利益は838百万円少なく、経常損失は838百万円多く計上されており、税金等調整前中間純利益は7,556百万円多く計上されています。</p> <p>また、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号 平成18年3月30日)を当中間連結会計期間から適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当中間連結会計期間の営業利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ10,523百万円減少し、経常損失は10,523百万円増加しています。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。会計基準変更時差異は、主として15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。</p>	<p>④ 退職給付引当金または前払年金費用 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。会計基準変更時差異は、主として15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。</p>	<p>(追加情報) 「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号 平成18年3月30日)を当連結会計年度から適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ13,370百万円減少しております。</p> <p>④ 退職給付引当金または前払年金費用 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。会計基準変更時差異は、主として15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>⑤ 電子計算機買戻損失引当金 電子計算機の買戻時の損失の補てんに充てるため、過去の実績に基づいて算出した買戻損失発生見込額を計上しています。</p> <p>⑥ リサイクル費用引当金 PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用の支出に備えるため、出荷台数と回収率をもとに当該発生見積額を計上しています。 なお、連結会計期間ごとに、JEITA（電子情報技術産業協会）の報告書および当社の連結子会社の回収再資源化実績等を用いて、引当にかかる係数を毎期見直ししていることから、過年度の修正分を特別利益に計上しています。</p>	<p>⑤ 電子計算機買戻損失引当金 同左</p> <p>⑥ リサイクル費用引当金 国内連結子会社において、PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用の支出に備えるため、出荷台数と回収率を基に当該発生見積額を計上しています。 なお、連結会計期間ごとに、JEITA（社）電子情報技術産業協会）の報告書および当社の連結子会社の回収再資源化実績等を用いて、引当にかかる係数を毎期見直ししていることから、過年度の修正分を特別利益に計上しています。</p>	<p>⑤ 電子計算機買戻損失引当金 同左</p> <p>⑥ リサイクル費用引当金 国内連結子会社において、PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用の支出に備えるため、出荷台数と回収率を基に当該発生見積額を計上しています。 なお、連結会計年度ごとに、JEITA（社）電子情報技術産業協会）の報告書および当社の連結子会社の回収再資源化実績等を用いて、引当にかかる係数を毎期見直ししていることから、過年度の修正分を特別利益に計上しています。</p>
(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めています。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めています。</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>借り手のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっています。</p>	<p>借手側となるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっています。</p>	<p>同左</p>
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 金利リスクをヘッジするデリバティブ取引につき、繰延ヘッジ処理を適用しています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …社債および借入金</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>③ ヘッジ方針 当社の内部規程である「リスク管理規程」に基づき、相場変動を相殺、またはキャッシュ・フローを固定する目的で、デリバティブ取引を利用しています。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。</p> <p>① 消費税等の処理方法 税抜方式を採用しています。</p> <p>② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>① 消費税等の処理方法 同左</p> <p>② 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>① 消費税等の処理方法 同左</p> <p>② 連結納税制度の適用 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期投資からなります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期投資からなります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。従来の資本の部の合計に相当する金額は1,033,162百万円です。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しています。</p>	<p>—</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。従来の資本の部の合計に相当する金額は1,038,951百万円です。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しています。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>企業結合に係る会計基準等 当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。この変更による損益に与える影響は、注記事項(企業結合等関係)を参照してください。</p>	—	<p>企業結合に係る会計基準および事業分離等に関する会計基準の適用 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を適用しています。</p>
<p>自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当中間連結会計期間より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。</p>	—	<p>自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当連結会計年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>役員賞与に関する会計基準 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。これにより営業利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ159百万円減少し、経常損失は159百万円増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	—	<p>役員賞与に関する会計基準 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。これにより営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ401百万円減少しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>
<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。</p>	—	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しています。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しています。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間および前連結会計年度において「現金および預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間連結会計期間より「有価証券」として表示しています。 なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は96,000百万円、当中間連結会計期間末は116,200百万円、前連結会計年度末は70,000百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において「営業外費用」の「その他」に含めていた「退職給付費用」および「固定資産廃棄損」は、当中間連結会計期間から区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間における「退職給付費用」は6,885百万円、「固定資産廃棄損」は5,511百万円です。</p> <p style="text-align: center;">—</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

摘要	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1.有形固定資産の減価償却累計額	1,802,220百万円	1,799,326百万円	1,789,062百万円
※2.担保資産および担保付債務			
担保資産残高	百万円	百万円	百万円
建物	7,295	7,099	6,846
機械および装置	1,466	1,315	1,385
その他の有形			
固定資産(土地)	7,135	7,132	7,132
その他	121	214	103
計	16,017	15,760	15,466
担保付債務残高			
短期借入金	2,529	2,228	2,267
長期借入金	1,501	1,957	2,249
その他	313	149	162
計	4,343	4,334	4,678
3.偶発債務	百万円	百万円	百万円
銀行借入金等に対する債務保証			
上海広電NEC液晶			
顕示器	21,899	19,309	20,688
従業員	14,447	11,824	12,928
NEC NEVA COMMUNICATIONS SYSTEM	1,692	4,007	770
その他	4,562		770
計	42,600	35,140	36,962
		(追加情報)	
		当社は、平成19年10月1日付で、関連会社であるソニーNECオプティアーク(株)の事業資金を確保するため、金融機関からの借入に対し債務保証契約を締結しました。	
		提出日の前月末現在の債務保証額から、固定負債のその他に含まれる当中間連結会計期間末の持分法適用に伴う負債計上額を控除した額は4,562百万円です。	
オペレーティング・リース残価保証	百万円	百万円	百万円
三井住友銀リース	19,806	19,502	19,393
東銀リース	3,705	3,810	3,810
興銀リース	2,084	1,496	1,496
その他	463	344	452
計	26,058	25,152	25,151

摘要	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>その他</p> <p>※4. 受取手形割引高</p> <p>※5. 受取手形 裏書譲渡高</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める、複数の直接・間接のDRAM製品の購入者からの民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっており、過去において当社グループから直接DRAMを購入した顧客（直接購入者の集団訴訟の原告代理人を含む。）の多くと和解に合意しましたが、まだ一部の顧客について和解交渉を進めています。また、当社グループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の一部の見積額を計上しています。</p> <p>523百万円</p> <p>2,149百万円</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者について係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。</p> <p>507百万円</p> <p>20百万円</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める、複数の直接・間接のDRAM製品の購入者からの民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっており、過去において、NECグループから直接DRAMを購入した顧客（直接購入者の集団訴訟の原告代理人を含む。）の多くと和解に合意しましたが、まだ一部の顧客について和解交渉を進めています。また、NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。</p> <p>447百万円</p> <p>959百万円</p>

摘要	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※6. コミットメント ライン契約	—	<p>当社および当社の連結子会社は安定的かつ機動的に短期の資金調達を行うため、取引金融機関26社と短期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当中間連結会計期間の末日における短期借入のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>貸出コミットメント ライン契約の総額 307,000百万円 借入実行残高 34,490百万円</p> <hr/> <p>差引額 272,510百万円</p>	<p>当社および当社の連結子会社は安定的かつ機動的に短期の資金調達を行うため、取引金融機関26社と短期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当連結会計年度末における短期借入のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>貸出コミットメント ライン契約の総額 307,000百万円 借入実行残高 57,100百万円</p> <hr/> <p>差引額 249,900百万円</p>
※7. 期末日満期手形の会計処理	<p>中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。当中間連結期末日満期手形の金額は、以下のとおりです。</p> <p>受取手形 2,632百万円 支払手形 2,439百万円</p>	<p>当社および当社の連結子会社は安定的かつ機動的に長期の資金調達を行うため、取引金融機関11社と長期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当中間連結会計期間末における長期借入のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>貸出コミットメント ライン契約の総額 110,000百万円 借入実行残高 2,000百万円</p> <hr/> <p>差引額 108,000百万円</p> <p>中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、原則満期日に決済が行われたものとして処理しています。当中間連結期末日満期手形の金額は、以下のとおりです。</p> <p>受取手形 584百万円 支払手形 457百万円</p>	<p>当社および当社の連結子会社は安定的かつ機動的に長期の資金調達を行うため、取引金融機関11社と長期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当連結会計年度末における長期借入のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>貸出コミットメント ライン契約の総額 110,000百万円 借入実行残高 —</p> <hr/> <p>差引額 110,000百万円</p> <p>連結会計年度末の満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、原則満期日に決済が行われたものとして処理しています。当連結会計年度期末日満期手形の金額は、以下のとおりです。</p> <p>受取手形 1,842百万円 支払手形 1,155百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

摘要	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 販売費および 一般管理費 主要な費目 および金額	百万円 従業員給料手当 177,332 技術研究費 159,368 電子計算機買戻 損失引当金繰入額 1,501 製品保証等引当金 繰入額 15,580	百万円 従業員給料手当 179,044 技術研究費 170,548 電子計算機買戻 損失引当金繰入額 750 製品保証等引当金 繰入額 19,444	百万円 従業員給料手当 362,999 技術研究費 329,605 製品保証等引当金 繰入額 26,789 退職給付費用 972 電子計算機買戻 損失引当金繰入額 3,870 貸倒引当金繰入差額 2,374
※2. 事業譲渡益	—————	主としてエレクトロニクス事業およびヨーロッパにおけるIT/NWソリューション事業に係る事業整理に伴う資産処分等による利益です。	—————
※3. 固定資産売却益	土地の売却等に伴うものです。	同左	同左
※4. 持分変動利益	主としてNECビッグロープ(株)の第三者割当増資およびNECネットエスアイ(株)によるNECテレネットワークス(株)の完全子会社化による持分変動によるものです。	上海広電NEC液晶顕示器有限公司の第三者割当増資によるものです。	主としてNECビッグロープ(株)の第三者割当増資およびNECネットエスアイ(株)がNECテレネットワークス(株)を完全子会社化したことに伴う持分変動によるものです。
※5. 関係会社株式 売却益	—————	NT販売(株)の株式売却によるものです。	主として(株)ネットウインの株式売却によるものです。
※6. 退職給付信託 解約益	—————	—————	資産の運用改善等に伴い、当社の年金資産の時価が退職給付債務に対し積立超過の状況となったため、退職給付信託設定していた日本電気硝子(株)株式の一部を解約したことによるものです。
※7. 退職給付信託 設定益	投資有価証券を退職給付信託に拠出したことに伴うものです。	—————	当社の連結子会社が、退職給付を目的として有価証券を信託設定したことによるものです。
※8. 製品不具合 対策費用	—————	主として出荷済み製品の不具合に伴う回収・取替に係る費用です。	主として出荷済み製品の不具合および顧客からの製品引取要請に伴って発生した費用です。

摘要	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																										
※9. 事業構造改革費用	主にエレクトロニクス事業および中国モバイルターミナル事業に係る事業整理に伴う資産処分や従業員の移籍等に伴う費用です。	主としてエレクトロニクス事業およびヨーロッパにおけるIT/NWソリューション事業の従業員の解雇等に伴う費用です。	主としてエレクトロニクス事業および中国におけるモバイルターミナル事業に係る事業整理に伴う資産処分や従業員の移籍および製品構成の見直し等に伴う費用です。																																										
※10. 投資有価証券等評価損	—————	主として投資有価証券の減損によるものです。	同左																																										
※11. 固定資産除却損	—————	玉川事業場および府中事業場の一部建替に伴う除却損です。	—————																																										
※12. 減損損失	(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要	(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要	(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物、無形固定資産等</td> <td>東京都品川区</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県駿東郡他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物</td> <td>宮城県仙台市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>宮城県伊具郡</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区	遊休資産	土地	静岡県駿東郡他	遊休資産	土地、建物	宮城県仙台市	遊休資産	土地	宮城県伊具郡	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物、無形固定資産等</td> <td>東京都品川区</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>北海道札幌市他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>宮城県白石市</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区	遊休資産	土地	北海道札幌市他	遊休資産	土地	宮城県白石市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物、無形固定資産等</td> <td>東京都品川区</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物、工具器具および備品等</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地、機械および装置</td> <td>山形県鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県駿東郡他</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区	事業用資産	建物、工具器具および備品等	神奈川県横浜市	遊休資産	土地、機械および装置	山形県鶴岡市	遊休資産	土地	静岡県駿東郡他
用途	種類	場所																																											
事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区																																											
遊休資産	土地	静岡県駿東郡他																																											
遊休資産	土地、建物	宮城県仙台市																																											
遊休資産	土地	宮城県伊具郡																																											
用途	種類	場所																																											
事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区																																											
遊休資産	土地	北海道札幌市他																																											
遊休資産	土地	宮城県白石市																																											
用途	種類	場所																																											
事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区																																											
事業用資産	建物、工具器具および備品等	神奈川県横浜市																																											
遊休資産	土地、機械および装置	山形県鶴岡市																																											
遊休資産	土地	静岡県駿東郡他																																											
	(2)減損損失の認識に至った経緯 事業用固定資産における収益性の低下および遊休資産における市場価値の下落により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。	(2)減損損失の認識に至った経緯 同左	(2)減損損失の認識に至った経緯 同左																																										

摘要	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3)減損損失の金額 百万円	(3)減損損失の金額 百万円	(3)減損損失の金額 百万円
	建物 144	建物 17	建物 231
	土地 299	機械および装置 36	機械および装置 338
	無形固定資産 671	工具器具および備品 45	工具器具および備品 310
	その他 169	有形固定資産	有形固定資産
		－その他 282	－その他 400
	合計 1,283	無形固定資産	無形固定資産
		－その他 149	－その他 1,340
		合計 529	投資その他の資産
			－その他 149
			合計 2,768
	(4)資産のグルーピングの 方法	(4)資産のグルーピングの 方法	(4)資産のグルーピングの 方法
	原則として、当社の事業本 部単位および継続的に収支 の把握を行っている管理会 計上の区分を基礎として資 産のグルーピングを行い、 遊休資産については当該資 産単独でグルーピングをし ています。	同左	同左
	(5)回収可能額の算定方法 事業用資産の回収可能価額 は、正味売却価額と使用価 値のいずれか高い方の金額 を使用しています。遊休資 産については、正味売却価 額を使用しています。	(5)回収可能額の算定方法 同左	(5)回収可能額の算定方法 同左
※13 関係会社株式 売却損	—————	主として(株)オーセンティッ クの株式売却によるもので す。	主としてパッカードベル・ ビーブイ社の株式売却によ るものです。
※14 退職給付 関連費用	当社の連結子会社における 退職給付制度の移行等に伴 う費用です。	—————	当社の連結子会社における 退職給付制度の移行等に伴 う費用です。
※15 固定資産 売却損	—————	—————	土地等の売却に伴うもので す。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	1,995,923	33,632	—	2,029,555

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、以下のとおりです。

当社とNECインフロンティア(株)との株式交換において当社がNECインフロンティア(株)に付与したことによる増加・・・33,631千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	2,974	1,023	45	3,952

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、以下のとおりです。

当社とNECインフロンティア(株)との株式交換においてNECインフロンティア(株)が取得した当社株式・・・743千株

単元未満株式の買取りによる増加・・・276千株

減少数の主な内訳は、以下のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少・・・43千株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションに関する事項につきましては(ストック・オプション等関係)に注記しています。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,979	3	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月21日 臨時取締役会	普通株式	8,105	4	平成18年9月30日	平成18年12月1日

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	2,029,555	176	—	2,029,731

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下のとおりです。

転換社債の株式への転換による増加・・・176千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	4,546	314	31	4,829

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、以下のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加・・・303千株

減少数の内訳は、以下のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少・・・31千株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権			—			56
NECエレクトロ ニクス(株)	ストックオプション としての新株予約権			—			42
合計				—			98

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月21日 臨時取締役会	普通株式	8,104	4	平成19年3月31日	平成19年6月7日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	8,104	4	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	1,995,923	33,632	—	2,029,555

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

当社とNECインフロンティア(株)との株式交換において

当社がNECインフロンティア(株)に付与したことによる増加・・・33,631千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,974	1,651	79	4,546

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

当社とNECインフロンティア(株)との株式交換において

NECインフロンティア(株)が取得した当社株式

・・・744千株

単元未満株式の買取りによる増加・・・556千株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少・・・77千株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権			—		56	
NECエレクトロ ニクス(株)	ストックオプション としての新株予約権			—		25	
合計				—		81	

(注) 上記の内容については(ストック・オプション等関係)に記載しています。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,979	3	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月21日 臨時取締役会	普通株式	8,105	4	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月21日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	8,104	4	平成19年3月31日	平成19年6月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

摘要	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	百万円		百万円		百万円	
※1 現金および現金 同等物の中間期 末(期末)残高 と中間連結貸借 対照表(連結貸 借対照表)に掲 記されている科 目の金額との関 係	現金および預金	347,815	現金および預金	234,790	現金および預金	332,446
	有価証券	93,303	有価証券	169,517	有価証券	91,570
	満期日が3ヵ月を 超える預金および 有価証券	△1,326	満期日が3ヵ月を 超える預金および 有価証券	△546	満期日が3ヵ月を 超える預金および 有価証券	△647
	現金および 現金同等物	439,792	現金および 現金同等物	403,761	現金および 現金同等物	423,369
2 重要な非資金取引 の内容	百万円		百万円		百万円	
	株式交換	24,405	ファイナンス・ リース	5,285	株式交換	24,382
	ファイナンス・ リース	5,645	転換社債の普通株式 への転換	233	ファイナンス・ リース	9,432
	転換社債の普通株式 への転換	2			転換社債の普通株式 への転換	2

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料
1年内 42,939 百万円	1年内 41,589 百万円	1年内 41,856 百万円
1年超 158,027	1年超 124,261	1年超 144,979
合計 200,966	合計 165,850	合計 186,835

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
1. 株式	65,637	168,787	103,150
2. 債券	900	936	36
3. その他	1,361	1,311	△50
合計	67,898	171,034	103,136

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券	
1. 株式	74,085
2. 債券	25,987
3. 投資事業有限責任組合契約に基づき権利、および外国の法令に基づき契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づき権利	7,017
4. コマーシャル・ペーパー	54,085
5. MMF	12,862

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
1. 株式	65,473	141,655	76,182
2. 債券	1,018	1,003	△15
3. その他	3,646	3,753	107
合計	70,137	146,411	76,274

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券	
1. 株式	63,367
2. 債券	5,140
3. 投資事業有限責任組合契約に基づき権利、および外国の法令に基づき契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づき権利	9,801
4. 譲渡性預金	116,200
5. コマーシャル・ペーパー	38,047
6. MMF	9,964

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
1. 株式	63,235	149,841	86,606
2. 債券	627	628	1
3. その他	1,715	1,711	△4
合計	65,577	152,180	86,603

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券	
1. 株式	70,132
2. 債券	24,979
3. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利、および外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利	6,945
4. コマーシャル・ペーパー	54,970
5. MMF	11,477

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	32,900	△ 2,354	△2,354	12,325	11,461	864	38,187	△127	△127
金利	スワップ取引	399,925	△5,194	△5,194	367,265	△3,267	△3,267	393,245	△4,217	△4,217
合計		432,825	△7,548	△7,548	—	—	△2,403	431,432	△4,344	△4,344

(注) 他社の開示方法との比較可能性の担保およびデリバティブ取引の状況がより明瞭に示されることを目的に、当中間連結会計期間末より為替予約取引に関わる時価の表示方法を変更しております。なお、変更後の方法によった場合の前中間連結会計期間末および前連結会計年度末の時価はそれぞれ、35,254百万円、38,314百万円です。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

販売費および一般管理費 66百万円

2. スtock・オプションの内容、規模および変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分および人数	当社取締役14名、当社従業員および子会社社長158名	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長161名
株式の種類および付与数(注)	普通株式 304,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成18年7月28日	平成17年7月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年8月1日 ～平成24年7月31日	平成19年7月1日 ～平成23年6月30日
権利行使価格	636円	637円
付与日における公正な評価単価	190円	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月22日	平成15年6月19日
付与対象者の区分および人数	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長159名	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長171名
株式の種類および付与数(注)	普通株式 289,000株	普通株式 313,000株
付与日	平成16年7月12日	平成15年7月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年7月1日 ～平成22年6月30日	平成17年7月1日 ～平成21年6月30日
権利行使価格	801円	769円
付与日における公正な評価単価	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日	平成13年6月21日
付与対象者の区分および人数	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長218名	当社取締役16名、当社従業員154名
株式の種類および付与数(注)	普通株式 358,000株	普通株式 310,000株
付与日	平成14年7月10日	平成13年7月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日 ～平成20年6月30日	平成15年7月1日 ～平成19年6月30日
権利行使価格	888円	1,818円
付与日における公正な評価単価	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年6月29日
付与対象者の区分および人数	当社取締役17名、当社従業員152名
株式の種類および付与数（注）	普通株式 301,000株
付与日	平成12年7月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成14年7月1日 ～平成18年6月30日
権利行使価格	3,294円
付与日における公正な評価単価	—

会社名	NECエレクトロニクス(株)	NECエレクトロニクス(株)
決議年月日	平成18年6月27日	平成15年6月13日
付与対象者の区分および人数	NECエレクトロニクス(株)の取締役4名、同社従業員および同社の子会社社長等26名	NECエレクトロニクス(株)の取締役3名、同社従業員および同社の子会社社長等171名
株式の種類および付与数（注）	普通株式 75,000株	普通株式 313,500株
付与日	平成18年7月13日	平成15年10月17日
権利確定条件	オプションは付与日の2年後に権利が確定し、原則として、オプションを付与された者が権利行使日に当社グループに役務を提供していることを条件としています。行使の条件は、株式分割または併合が行われた場合には調整されます。この制度ではオプションを付与された者が行使日より前に退職した場合は、通常、自動的にオプションは消滅しますが、行使期間内に退職した場合は、通常、退職後1年間は行使可能です。	オプションは付与日の2年後に権利が確定し、原則として、オプションを付与された者が権利行使日に当社グループに役務を提供していること、同社の平成16年3月期の連結税引前利益が440億円以上であることを条件としています。行使の条件は、株式分割または併合が行われた場合には調整されます。この制度ではオプションを付与された者が行使日より前に退職した場合は、通常、自動的にオプションは消滅しますが、行使期間内に退職した場合は、通常、退職後1年間は行使可能です。
対象勤務期間	平成18年7月13日 ～平成20年7月12日	平成15年10月17日 ～平成17年10月16日
権利行使期間	平成20年7月13日 ～平成24年7月12日	平成17年10月17日 ～平成19年10月16日
権利行使価格	3,927円	8,990円
付与日における公正な評価単価	937円	—

（注）株式数に換算して記載しています。

(2) ストック・オプションの規模および変動状況

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月22日	平成17年6月22日	平成16年6月22日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	304,000	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	304,000	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	—	300,000	289,000
権利確定(株)	304,000	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	304,000	300,000	289,000

	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日	平成14年6月20日	平成13年6月21日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	313,000	202,000	93,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	(注) 2,000	—	—
失効(株)	111,000	30,000	22,000
未行使残(株)	200,000	172,000	71,000

(注) 権利行使時の株価の平均値は859円です。

	提出会社	NECエレクトロニクス(株)	NECエレクトロニクス(株)
決議年月日	平成12年6月29日	平成18年6月27日	平成15年6月13日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	75,000	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	75,000	—
権利確定後			
期首(株)	70,000	—	291,500
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	70,000	—	—
未行使残(株)	—	—	291,500

[前へ](#) [次へ](#)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

販売費および一般管理費 17百万円

2. ストック・オプションの内容

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額および科目名

販売費および一般管理費 83百万円

新株予約権戻入益 2百万円

2. ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分および人数	当社取締役14名、当社従業員および子会社社長158名	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長161名
株式の種類および付与数(注)	普通株式 304,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成18年7月28日	平成17年7月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年8月1日 ～平成24年7月31日	平成19年7月1日 ～平成23年6月30日
権利行使価格	636円	637円
付与日における公正な評価単価	190円	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月22日	平成15年6月19日
付与対象者の区分および人数	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長159名	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長171名
株式の種類および付与数(注)	普通株式 289,000株	普通株式 313,000株
付与日	平成16年7月12日	平成15年7月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年7月1日 ～平成22年6月30日	平成17年7月1日 ～平成21年6月30日
権利行使価格	801円	769円
付与日における公正な評価単価	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日	平成13年6月21日
付与対象者の区分および人数	当社取締役15名、当社従業員および子会社社長218名	当社取締役16名、当社従業員154名
株式の種類および付与数（注）	普通株式 358,000株	普通株式 310,000株
付与日	平成14年7月10日	平成13年7月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日 ～平成20年6月30日	平成15年7月1日 ～平成19年6月30日
権利行使価格	888円	1,818円
付与日における公正な評価単価	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年6月29日
付与対象者の区分および人数	当社取締役17名、当社従業員152名
株式の種類および付与数（注）	普通株式 301,000株
付与日	平成12年7月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成14年7月1日 ～平成18年6月30日
権利行使価格	3,294円
付与日における公正な評価単価	—

会社名	NECエレクトロニクス(株)	NECエレクトロニクス(株)
決議年月日	平成18年6月27日	平成15年6月13日
付与対象者の区分および人数	NECエレクトロニクス(株)の取締役4名、同社従業員および同社の子会社社長等26名	NECエレクトロニクス(株)の取締役3名、同社従業員および同社の子会社社長等171名
株式の種類および付与数（注）	普通株式 75,000株	普通株式 313,500株
付与日	平成18年7月13日	平成15年10月17日
権利確定条件	オプションは付与日の2年後に権利が確定し、原則として、オプションを付与された者が権利行使日に当社グループに役務を提供していることを条件としています。行使の条件は、株式分割または併合が行われた場合には調整されます。この制度ではオプションを付与された者が行使日より前に退職した場合は、通常、自動的にオプションは消滅しますが、行使期間内に退職した場合は、通常、退職後1年間は行使可能です。	オプションは付与日の2年後に権利が確定し、原則として、オプションを付与された者が権利行使日に当社グループに役務を提供していること、同社の平成16年3月期の連結税引前利益が440億円以上であることを条件としています。行使の条件は、株式分割または併合が行われた場合には調整されます。この制度ではオプションを付与された者が行使日より前に退職した場合は、通常、自動的にオプションは消滅しますが、行使期間内に退職した場合は、通常、退職後1年間は行使可能です。
対象勤務期間	平成18年7月13日 ～平成20年7月12日	平成15年10月17日 ～平成17年10月16日
権利行使期間	平成20年7月13日 ～平成24年7月12日	平成17年10月17日 ～平成19年10月16日
権利行使価格	3,927円	8,990円
付与日における公正な評価単価	937円	—

（注）株式数に換算して記載しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,206,550	419,695	408,633	186,726	2,221,604	—	2,221,604
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	57,923	79,319	18,412	87,175	242,829	△242,829	—
計	1,264,473	499,014	427,045	273,901	2,464,433	△242,829	2,221,604
営業費用	1,208,913	536,356	431,291	258,590	2,435,150	△221,050	2,214,100
営業利益または営業損失(△)	55,560	△37,342	△4,246	15,311	29,283	△21,779	7,504

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,225,967	334,214	399,200	181,212	2,140,593	—	2,140,593
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	48,164	77,514	21,415	69,379	216,472	△216,472	—
計	1,274,131	411,728	420,615	250,591	2,357,065	△216,472	2,140,593
営業費用	1,238,976	403,643	419,227	244,978	2,306,824	△193,667	2,113,157
営業利益または営業損失(△)	35,155	8,085	1,388	5,613	50,241	△22,805	27,436

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,659,774	801,692	816,918	374,265	4,652,649	—	4,652,649
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	99,032	163,311	44,083	174,401	480,827	△480,827	—
計	2,758,806	965,003	861,001	548,666	5,133,476	△480,827	4,652,649
営業費用	2,604,742	998,493	884,036	530,928	5,018,199	△435,526	4,582,673
営業利益または営業損失(△)	154,064	△33,490	△23,035	17,738	115,277	△45,301	69,976

(注) 1 提供する製品およびサービスの種類、性質、販売市場の類似性を考慮して事業区分を行っています。

2 各事業の主な内容

- IT/NWソリューション事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ システム構築、コンサルティング、アウトソーシング、サポート(保守)、サーバ、ストレージ製品、専用ワークステーション、企業向けパソコン、ITソフトウェア、企業向けネットワークシステム、通信事業者向けネットワークシステム、放送映像システム、制御システム、航空宇宙・防衛システム
- モバイル/パーソナルソリューション事業・・・・・・・・・・ 携帯電話機、パソコン、パーソナルコミュニケーション機器、BIGLOBE
- エレクトロニクス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ システムLSIなどの半導体、電子部品、液晶ディスプレイモジュール
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 照明器具事業、ロジスティクス事業、プロジェクター事業、ディスプレイ事業

3 営業費用のうち「消去または全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当中間連結会計期間23,538百万円、前中間連結会計期間22,855百万円、前連結会計年度47,136百万円であり、その主なものは、親会社の本社部門一般管理費および基礎的試験研究費です。

4 当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しています。当該変更により、当中間連結会計期間では、営業利益が1,210百万円（IT/NWソリューション事業446百万円、モバイル/パーソナルソリューション事業68百万円、エレクトロニクス事業337百万円、その他359百万円）減少しております。

5 会計処理の方法の変更

(前中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。なお、同会計基準の適用に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しており、当該変更により営業利益が、前中間連結会計期間では2,953百万円（IT/NWソリューション事業2,326百万円、モバイル/パーソナルソリューション事業216百万円、その他411百万円）、前連結会計年度では5,910百万円（IT/NWソリューション事業4,655百万円、モバイル/パーソナルソリューション事業431百万円、その他824百万円）増加しております。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はありません。

(前連結会計年度)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準の適用」に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。なお、同会計基準の適用に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	1,712,997	215,209	293,398	2,221,604	—	2,221,604
(2)セグメント間の内部 売上高または振替高	215,714	9,860	97,713	323,287	△323,287	—
計	1,928,711	225,069	391,111	2,544,891	△323,287	2,221,604
営業費用	1,919,243	225,634	390,754	2,535,631	△321,531	2,214,100
営業利益または営業損失 (△)	9,468	△565	357	9,260	△1,756	7,504

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に 対する売上高	1,700,932	135,218	141,352	163,091	2,140,593	—	2,140,593
(2)セグメント間の内部 売上高または振替高	217,643	92,904	5,373	13,756	329,676	△329,676	—
計	1,918,575	228,122	146,725	176,847	2,470,269	△329,676	2,140,593
営業費用	1,868,607	221,413	146,355	182,048	2,418,423	△305,266	2,113,157
営業利益または営業損失 (△)	49,968	6,709	370	△5,201	51,846	△24,410	27,436

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	3,683,325	387,962	581,362	4,652,649	—	4,652,649
(2)セグメント間の内部 売上高または振替高	418,520	17,255	205,108	640,883	△640,883	—
計	4,101,845	405,217	786,470	5,293,532	△640,883	4,652,649
営業費用	4,024,759	409,139	785,276	5,219,174	△636,501	4,582,673
営業利益または営業損失 (△)	77,086	△3,922	1,194	74,358	△4,382	69,976

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 所在地区分の変更

従来、「アジア」は「その他」に含めていましたが、当該地域区分の重要性が増したため、当中間連結会計期間より「アジア」として区分表示することに変更しました。なお、前中間連結会計期間における「その他」に含まれる「アジア」の金額は、外部顧客に対する売上高129,415百万円、セグメント間の内部売上高または振替高81,743百万円、営業費用213,350百万円、営業損失2,192百万円であり、前連結会計年度における「その他」に含まれる「アジア」の金額は、外部顧客に対する売上高261,430百万円、セグメント間の内部売上高または振替高176,751百万円、営業費用434,941百万円、営業利益3,240百万円です。

3 日本以外の区分に属する主な国または地域

- (1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア
- (2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン
- (3) その他・・・アメリカ

- 4 従来、営業費用のうち配賦不能営業費用の金額は、「日本」に含めていましたが、事業の種類別セグメント情報との整合を図るため、当中間連結会計期間より「消去または全社」に含めております。なお、配賦不能営業費用の金額は、当中間連結会計期間23,538百万円、前中間連結会計期間22,855百万円、前連結会計年度47,136百万円であり、その主なものは、親会社の本社部門一般管理費および基礎的試験研究費です。
- 5 当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しています。当該変更により、当中間連結会計期間では、営業利益が1,210百万円（日本）減少しております。

6 会計処理の方法の変更

(前中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。なお、同会計基準の適用に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しており、当該変更により営業利益が、前中間連結会計期間では2,953百万円（日本）、前連結会計年度では5,910百万円（日本）増加しております。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はありません。

(前連結会計年度)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準の適用」に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。なお、同会計基準の適用に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	欧州	その他	合計
I 海外売上高(百万円)	233,790	389,405	623,195
II 連結売上高(百万円)	—	—	2,221,604
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.5	17.6	28.1

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	アジア	欧州	その他	合計
I 海外売上高(百万円)	244,304	157,521	186,079	587,904
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	2,140,593
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.4	7.4	8.7	27.5

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	欧州	その他	合計
I 海外売上高(百万円)	448,487	765,198	1,213,685
II 連結売上高(百万円)	—	—	4,652,649
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.6	16.5	26.1

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 地域区分の変更

従来、「アジア」は「その他」に含めていましたが、当該地域区分の重要性が増したため、当中間連結会計期間より「アジア」として区分表示することに変更しました。なお、前中間連結会計期間における「その他」に含まれる「アジア」の金額および割合は、海外売上高213,237百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合9.6%であり、前連結会計年度における「その他」に含まれる「アジア」の金額および割合は、海外売上高421,949百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合9.1%です。

3 日本以外の区分に属する主な国または地域

- (1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア
- (2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン
- (3) その他・・・アメリカ

4 海外売上高は、当社および当社の連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	510円6銭	1株当たり純資産額	503円96銭	1株当たり純資産額	512円99銭
1株当たり中間純損失	4円94銭	1株当たり中間純損失	2円43銭	1株当たり当期純利益	4円43銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	4円23銭

(注) 算定上の基礎

1. 前中間連結会計期間および当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
1株当たり純資産額(百万円)			
純資産の部の合計額	1,238,730	1,218,041	1,240,123
純資産の部の合計額から控 除する金額	205,559	197,581	201,315
(うち新株予約権)	(66)	(98)	(81)
(うち少数株主持分)	(205,493)	(197,483)	(201,234)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	1,033,171	1,020,460	1,038,808
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(千株)	2,025,603	2,024,902	2,025,009

3. 1株当たり中間(当期)純損益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損益(百万円)			
中間(当期)純損益	△9,927	△4,747	9,128
普通株主に帰属しない金額	38	172	181
(うち配当付償還株式)	(38)	(172)	(181)
普通株式に係る中間(当期)純損益	△9,965	△4,919	8,947
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,016,334	2,024,955	2,020,369
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(百万円)			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—	92,429
(うち転換社債(千株))	—	—	(92,426)
(うち新株予約権(千株))	—	—	(3)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	①転換社債 無担保第10回転換社債(額面金額100,000百万円) 2010年満期ユーロ円建転換社債(額面金額100,000百万円) ②連結子会社発行の新株予約権付社債 NECエレクトロニクス(株)発行の2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(額面金額110,000百万円) NECトーキン(株)発行の2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額15,000百万円) ③新株予約権 新株予約権5種類(新株予約権の数1,082個) NECエレクトロニクス(株)発行の新株予約権2種類(新株予約権の数2,790個) なお、これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	①転換社債 無担保第10回転換社債(額面金額100,000百万円) ②連結子会社発行の新株予約権付社債 NECエレクトロニクス(株)発行の2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(額面金額110,000百万円) NECトーキン(株)発行の2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額15,000百万円) ③新株予約権 新株予約権4種類(新株予約権の数923個) および旧商法第210条ノ2の規定に基づくストック・オプションのための自己株式(普通株式62,000株) NECエレクトロニクス(株)発行の新株予約権2種類(新株予約権の数3,070個)

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

I. 株式交換による共通支配下の取引 (NECネットエスアイ株)

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業：当社、当社連結子会社であるNECネットエスアイ株式会社 (以下「NECネットエスアイ」という。)、NECテレネットワークス株式会社 (以下「NECテレネットワークス」という。)。なお、両社の名称は、企業結合後も変更ありません。

(2) 事業内容：NECネットエスアイ：ネットワークシステムに関する企画・コンサルティングおよび設計・構築。

NECテレネットワークス：交換、搬送通信、無線通信 (マイクロ・衛星)、通信制御、放送映像、宇宙関連の機器・設備に関する保守サービス。

(3) 企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

ネットワーク・ソリューション分野における保守・運用サービス事業の強化および効率化を目的とし、平成18年4月1日、NECテレネットワークスをNECネットエスアイの完全子会社とする株式交換を実施しました。この株式交換によりNECテレネットワークスは、当社の完全子会社からNECネットエスアイの完全子会社 (当社の孫会社) となり、当社はNECネットエスアイの株式を追加取得しました。この取引により当社のNECネットエスアイに対する持分比率は11.48%増加しています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準三 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2) 少数株主との取引」に規定する連結財務諸表における会計処理を適用しています。

NECネットエスアイには、少数株主が存在するため、NECテレネットワークスの当社持分減少額とNECテレネットワークスの事業が移転されたとみなされる額の差額を持分変動利益として特別利益に計上しています。当社がNECネットエスアイに追加投資したとみなされる額と追加取得持分の差額は、のれんに計上しています。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得した事業の取得原価 6,780百万円

内訳：NECテレネットワークス株式

(2) 株式交換比率

普通株式 NECネットエスアイ 26.051株 : NECテレネットワークス 1株

(3) 交換比率の算定方法

第三者機関が算定した結果を参考として、当事者間において決定しました。

(4) NECネットエスアイが当社に交付した株式数および評価額 7,815,300株 6,780百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法ならびに償却期間

① のれんの金額 581百万円

② 発生原因 企業結合時の時価が、取得原価を上回ったために発生しています。

③ 償却方法・償却期間 2年間の均等償却を行っています。

II. 株式交換による共通支配下の取引（NECインフロンティア株）

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業：当社および当社連結子会社であるNECインフロンティア株式会社（以下「NECインフロンティア」という。）。なお、企業結合後も名称に変更はありません。

(2) 事業内容：情報通信システム、業務用端末機器などの開発、製造、販売、システムソリューション事業

(3) 企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

NECグループにおけるIPテレフォニー事業の強化を目的とし、平成18年5月1日に当社を完全親会社、NECインフロンティアを完全子会社とする株式交換を実施しました。本株式交換により当社は、NECインフロンティアの株式を34.29%を取得し、NECインフロンティアは、当社の完全子会社となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準三 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2)少数株主との取引」に規定する連結財務諸表における会計処理を適用しています。当社がNECインフロンティアに追加投資したとみなされる金額と追加取得持分の差額は、のれんに計上しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得した事業の取得原価 24,405百万円

内訳：当社株式24,382百万円、取得に直接要した支出額23百万円

(2) 株式交換比率

普通株式 当社 0.774株 : NECインフロンティア 1株

(3) 交換比率の算定方法

第三者機関が算定した結果を参考として、当事者間において決定しました。

(4) 交付の株式数および評価額 33,630,520株 24,382百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

①のれんの金額 12,916百万円

②発生原因 企業結合時の時価が、取得原価を上回ったために発生しています。

③償却方法・償却期間 15年間の均等償却を行っています。

III. 事業分離取引（ソニーNECオプティアーク株）

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離および法的形式を含む事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称：ソニーNECオプティアーク株式会社（以下「ソニーNECオプティアーク」という。）
- (2) 分離した事業の内容：光ディスクドライブ製品の開発、設計、製造、マーケティング、販売
- (3) 事業分離を行った主な理由
ソニー株式会社(以下「ソニー」という。)の光ディスクドライブ事業との事業統合により、光ディスクドライブ事業の強化を目的としています。
- (4) 事業分離日および法的形式を含む事業分離の概要
当社とソニーは、平成18年4月1日を分割期日として両社の営む光ディスクドライブ製品に関する事業を会社分割し、新設するソニーNECオプティアーク株式会社に承継しました。この事業分離により、当社のソニーNECオプティアークの持分比率は、45%となりました。この持分比率については、両社の拠出した事業が生み出す将来キャッシュ・フローを第三者機関により算定した結果を参考として、当事者間において決定しました。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準 分離元企業の会計処理」に規定する連結財務諸表上の会計処理を適用しています。当社のソニーNECオプティアークに対する持分比率は、45%であるため、ソニーNECオプティアークを持分法適用会社としています。なお、事業部分離時の持分変動損益は、軽微です。

3. 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称

IT/NWソリューションセグメント

4. 当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

概算額は軽微なため、記載を省略しています。

IV. 共同支配企業の形成（アドコアテック株）

1. 共同支配企業の名称、事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

- (1) 共同支配企業の名称：アドコアテック株式会社（以下「アドコアテック」という。）
- (2) 事業の内容：第3世代以降の携帯電話機の通信技術の中核を担う「通信プラットフォーム」の開発・設計・技術ライセンス
- (3) 企業結合の法的形式：共同支配企業の形成
- (4) 取引の目的を含む取引の概要: 当社、当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス株式会社（以下「NECエレクトロニクス」という。）、松下電器産業株式会社（以下「松下電器」という。）、パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「パナソニックモバイル」という。）、テキサス・インスツルメンツの5社で、携帯電話機の共同開発会社を設立しました。
将来的な3.9Gの開発も視野に入れながら、最先端の3.5G通信技術の中核を担う通信プラットフォームを共同で先行開発し、その成果をグローバルにライセンス販売することにより、世界の携帯電話産業の発展に貢献していくことを目的としています。なお当社およびNECエレクトロニクスの当中間連結会計期間末における出資額は2,650百万円です。

2. 実施した会計処理の概要

アドコアテックの株主は、当社およびNECエレクトロニクス、松下電器およびパナソニックモバイル、テキサス・インスツルメンツの3グループより構成されますが、保有株式が多い上位2グループ、当社およびNECエレクトロニクスが保有する株式数の合計と松下電器およびパナソニックモバイルが保有する株式数の合計が一致するため、共同支配企業の「企業結合に係る会計基準三 3 持分の結合の会計処理(7)共同支配企業の形成」に規定する連結財務諸表における会計処理を適用しています。当社は、アドコアテックを持分法適用会社としています。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

当中間連結会計期間において、重要な取引はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

前中間連結会計期間に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>平成18年10月以降、①SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査（平成18年10月開始）、②半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査（平成18年10月開始）、ならびに③TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査（平成18年12月開始）が開始され、当社グループもその対象となっています。また、SRAM業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査開始後、NECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）が提起されています。さらに、TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査開始後、当社、NEC液晶テクノロジー㈱およびNECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）が提起されています。これらの当局による調査および米国における民事訴訟については、現時点で結論は出ていません。</p> <p>当社および当社の連結子会社が平成15年11月に発売した液晶TV搭載デスクトップパソコン「VALUESTAR H」および「VALUESTAR G タイプH（Web直販専用モデル）」について、本製品の電源ユニットに使用している一部の部品の不良により発熱し、発煙・発火に至る可能性があることが判明しました。</p> <p>平成18年12月18日に当社および当社の連結子会社は、お客様に当該製品を安全にお使いいただくため、お客様のご使用を中止していただき、無償にて製品をお預かりのうえ、部品交換を行う旨、告知しました。</p> <p>なお、当該事象により告知日以降の製品のお預かりや部品交換等にかかる費用は、当社の連結子会社にて発生しますが、現時点では発生費用についての合理的な見積りが困難な状況です。当社の個別財務諸表への重要な影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(2) 【その他】

NECグループは、SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査、半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査、ならびにTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査の対象となっています。また、当社グループの複数の会社は、SRAM業界およびTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっています。これらの当局による調査および民事訴訟については、現時点で結論は出ていません。

さらに、当社は、旧郵政省（現日本郵政㈱）が一般競争入札の方法により発注した郵便番号自動読取区分機類の受注に関し、公正取引委員会が独占禁止法違反行為があったとして排除措置を命じる旨の審決を行った事件について、当該審決の取り消しを求める訴訟を提起し、これを取り消す旨の判決を東京高等裁判所から得ておりましたが、同委員会がこれを不服として最高裁判所に上告受理の申立てを行った結果、最高裁判所は、当該判決を破棄し、審理を東京高等裁判所に差し戻す旨の判決を下しました。当該審決の取り消しを求める訴訟は東京高等裁判所において係争中であり、現時点で結論は出ていません。また、同委員会との間では、課徴金の納付に係る審判手続が進められています。

DRAM業界における独占禁止法違反の可能性については注記事項（中間連結貸借対照表関係）3．偶発債務 その他を参照してください。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金および預金		65,612		57,247		62,508	
2 受取手形		3,608		2,554		1,614	
3 売掛金		285,667		347,262		434,811	
4 たな卸資産		189,616		198,323		174,056	
5 関係会社 短期貸付金		51,830		—		—	
6 その他		159,531		184,528		202,162	
7 貸倒引当金		△905		△603		△558	
流動資産合計		754,960	32.4	789,311	33.7	874,592	36.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		77,139		74,621		76,997	
(2) 機械および装置		20,889		19,971		20,631	
(3) 工具器具 および備品		33,661		34,350		35,181	
(4) その他		60,563		61,509		58,842	
計		192,254		190,451		191,651	
2 無形固定資産		64,930		57,436		57,985	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		231,280		203,221		214,142	
(2) 関係会社株式		737,039		832,509		819,162	
(3) 関係会社 長期貸付金		40,280		—		—	
(4) 前払退職給付費用		159,839		130,677		124,676	
(5) 繰延税金資産		133,736		—		—	
(6) その他		62,157		179,625		179,390	
(7) 貸倒引当金		△44,118		△39,069		△39,020	
計		1,320,214		1,306,963		1,298,350	
固定資産合計		1,577,399	67.6	1,554,851	66.3	1,547,987	63.9
資産合計		2,332,359	100.0	2,344,161	100.0	2,422,579	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		64		36		323	
2 買掛金		427,439		440,538		517,130	
3 短期借入金		45,249		49,351		76,368	
4 コマーシャル・ ペーパー		—		149,881		102,943	
5 一年以内に 償還予定の社債		145,998		—		—	
6 役員賞与引当金		82		114		108	
7 製品保証等引当金		17,620		22,574		22,696	
8 債務保証等 損失引当金		7,482		—		810	
9 その他		303,250		378,317		358,113	
流動負債合計		947,186	40.6	1,040,811	44.4	1,078,491	44.5
II 固定負債							
1 社債		157,300		53,700		127,300	
2 転換社債		197,904		197,671		197,904	
3 長期借入金		14,134		62,953		10,331	
4 電子計算機買戻 損失引当金		17,688		14,925		16,355	
5 債務保証等 損失引当金		757		3,672		—	
6 その他		4,464		2,249		2,961	
固定負債合計		392,249	16.8	335,170	14.3	354,851	14.7
負債合計		1,339,435	57.4	1,375,981	58.7	1,433,342	59.2

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		337,822	14.5	337,939	14.4	337,822	13.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		422,378		422,495		422,378	
資本剰余金合計		422,378	18.1	422,495	18.0	422,378	17.4
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		35,615		35,615		35,615	
(2) その他利益 剰余金							
繰越利益 剰余金		136,883		127,138		142,397	
利益剰余金合計		172,498	7.4	162,753	6.9	178,012	7.4
4 自己株式		△2,960	△0.1	△3,113	△0.1	△3,024	△0.1
株主資本合計		929,738	39.9	920,073	39.2	935,189	38.6
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		63,637	2.7	48,253	2.1	54,270	2.2
2 繰延ヘッジ損益		△509	△0.0	△202	△0.0	△278	△0.0
評価・換算差額等 合計		63,128	2.7	48,052	2.1	53,992	2.2
III 新株予約権		57	0.0	56	0.0	56	0.0
純資産合計		992,924	42.6	968,181	41.3	989,237	40.8
負債純資産合計		2,332,359	100.0	2,344,161	100.0	2,422,579	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	対売上 高比 (%)	金額(百万円)	対売上 高比 (%)	金額(百万円)	対売上 高比 (%)			
I 売上高			1,019,757	100.0		1,028,168	100.0		2,210,758	100.0
II 売上原価			748,869	73.4		744,962	72.5		1,620,100	73.3
売上総利益			270,888	26.6		283,206	27.5		590,659	26.7
III 販売費および 一般管理費			287,869	28.3		288,463	28.0		578,061	26.1
営業損失			△16,980	△1.7		△5,257	△0.5		—	—
営業利益			—	—		—	—		12,598	0.6
IV 営業外収益										
1 受取利息			637			742			1,269	
2 受取配当金			19,559			16,811			31,895	
3 その他			3,807			3,465			6,426	
営業外収益計			24,004	2.4		21,017	2.0		39,591	1.8
V 営業外費用										
1 支払利息			5,379			5,226			10,887	
2 その他			15,190			12,504			34,443	
営業外費用計			20,569	2.0		17,730	1.7		45,330	2.1
経常損失			△13,545	△1.3		△1,970	△0.2		—	—
経常利益			—	—		—	—		6,859	0.3
VI 特別利益										
1 有価証券売却益	※1		7,928			1,889			20,755	
2 固定資産売却益	※2		—			942			2,132	
3 関係会社 貸倒引当金戻入益	※3		638			918			866	
4 関係会社株式 売却益			406			30			1,349	
5 退職給付信託 解約益	※4		—			—			69,533	
6 新株予約権戻入益			—			—			2	
特別利益計			8,973	0.9		3,779	0.4		94,636	4.3
VII 特別損失										
1 関係会社株式等 評価損失	※5		15,434			12,714			60,852	
2 固定資産除却損	※6		—			1,010			—	
3 有価証券評価損	※7		744			981			971	
4 減損損失	※8		1,595			190			1,677	
5 固定資産売却損	※9		—			—			179	
特別損失計			17,774	1.8		14,895	1.5		63,679	2.9
税引前中間純損失			△22,346	△2.2		△13,085	△1.3		—	—
税引前当期純利益			—	—		—	—		37,816	1.7
法人税、住民税 および事業税			△8,237			△12,609			△22,980	
法人税等調整額			△6,000	△1.4		6,600	△0.6		55,200	1.4
中間純損失			△8,109	△0.8		△7,076	△0.7		—	—
当期純利益			—	—		—	—		5,596	0.3

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	337,821	412,357	412,357
中間会計期間中の変動額			
株式交換による増加		10,019	10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換	0	0	0
役員賞与(注)			
剰余金の配当(注)			
中間純損失			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)			
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	0	10,020	10,020
平成18年9月30日残高(百万円)	337,822	422,378	422,378

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	35,615	151,166	186,781	△2,869	934,090
中間会計期間中の変動額					
株式交換による増加					10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換					1
役員賞与(注)		△128	△128		△128
剰余金の配当(注)		△5,978	△5,978		△5,978
中間純損失		△8,109	△8,109		△8,109
自己株式の取得				△186	△186
自己株式の処分		△66	△66	96	29
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△14,283	△14,283	△90	△4,352
平成18年9月30日残高(百万円)	35,615	136,883	172,498	△2,960	929,738

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	70,760	—	70,760	—	1,004,851
中間会計期間中の変動額					
株式交換による増加					10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換					1
役員賞与(注)					△128
剰余金の配当(注)					△5,978
中間純損失					△8,109
自己株式の取得					△186
自己株式の処分					29
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△7,122	△509	△7,631	57	△7,574
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△7,122	△509	△7,631	57	△11,926
平成18年9月30日残高(百万円)	63,637	△509	63,128	57	992,924

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	337,822	422,378	422,378
中間会計期間中の変動額			
転換社債型新株予約権付社債の転換	116	116	116
剰余金の配当			
中間純損失			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)			
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	116	116	116
平成19年9月30日残高(百万円)	337,939	422,495	422,495

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高(百万円)		35,615		142,397	178,012
中間会計期間中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					233
剰余金の配当		△8,104	△8,104		△8,104
中間純損失		△7,076	△7,076		△7,076
自己株式の取得				△186	△186
自己株式の処分		△79	△79	97	18
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△15,260	△15,260	△89	△15,116
平成19年9月30日残高(百万円)	35,615	127,138	162,753	△3,113	920,073

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	54,270	△278	53,992	56	989,237
中間会計期間中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					233
剰余金の配当					△8,104
中間純損失					△7,076
自己株式の取得					△186
自己株式の処分					18
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△6,017	76	△5,941		△5,941
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△6,017	76	△5,941	—	△21,057
平成19年9月30日残高(百万円)	48,253	△202	48,052	56	968,181

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	337,821	412,357	412,357
事業年度中の変動額			
株式交換による増加		10,019	10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換	1	1	1
役員賞与(注1)			
剰余金の配当(注2)			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計(百万円)	1	10,020	10,020
平成19年3月31日残高(百万円)	337,822	422,378	422,378

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	35,615	151,166	186,781	△2,869	934,090
事業年度中の変動額					
株式交換による増加					10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換					2
役員賞与(注1)		△128	△128		△128
剰余金の配当(注2)		△14,084	△14,084		△14,084
当期純利益		5,596	5,596		5,596
自己株式の取得				△356	△356
自己株式の処分		△153	△153	202	49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△8,769	△8,769	△154	1,098
平成19年3月31日残高(百万円)	35,615	142,397	178,012	△3,024	935,189

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	70,760	—	70,760	—	1,004,851
事業年度中の変動額					
株式交換による増加					10,019
転換社債型新株予約権付社債の転換					2
役員賞与(注1)					△128
剰余金の配当(注2)					△14,084
当期純利益					5,596
自己株式の取得					△356
自己株式の処分					49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△16,490	△278	△16,768	56	△16,712
事業年度中の変動額合計(百万円)	△16,490	△278	△16,768	56	△15,614
平成19年3月31日残高(百万円)	54,270	△278	53,992	56	989,237

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

(注2) 剰余金の配当のうち、5,978百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) たな卸資産 評価基準は下記の評価方法に基づく低価法を採用しています。 評価方法</p> <p>①製品 注文生産品 …個別法 標準量生産品 …先入先出法</p> <p>②仕掛品 注文生産品 …個別法 標準量生産品 …総平均法</p> <p>③半製品、原材料その他 …先入先出法</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 ・時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(3) デリバティブ…時価法</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 …同左 その他有価証券 ・時価のあるもの …同左 ・時価のないもの …同左 ・投資事業有限責任組合等への出資 …入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっています。</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 …同左 その他有価証券 ・時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの …同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産…定率法 なお、通信機器製造設備のうち、特定プロジェクト専用設備の耐用年数は経済的陳腐化を考慮した年数を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産…定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却方法（見込有効期間3年以内）を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。</p> <p>(3) 長期前払費用 毎期均等償却または販売実績等に基づいた償却を行っています。</p>	<p>(1) 有形固定資産…定率法 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～50年 構築物 7～50年 機械および装置 4～22年 工具器具および備品 2～15年</p> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。 この結果、営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ531百万円減少しています。</p> <p>(2) 無形固定資産…定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法（見込有効期間3年以内）を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法または販売実績等に基づいた償却を行っています。</p>	<p>(1) 有形固定資産…定率法 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～50年 構築物 7～50年 機械および装置 4～22年 工具器具および備品 2～15年</p> <p>(2) 無形固定資産…定額法 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 毎期均等償却または販売実績等に基づいた償却を行っています。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当会計年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。</p> <p>(3) 製品保証等引当金 製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p> <p>(追加情報) 製品の無償保証期間中の修理費用は、従来修理作業等の発生時に計上しており、前中間会計期間においても修理作業等の発生時に計上していましたが、前事業年度(下半期)より売上高等に対する過去の実績率に基づいた見積額を計上する方法に変更しました。 この結果、変更後の方法によった場合に比べ、前中間会計期間の営業利益および経常利益は439百万円それぞれ少なく計上されており、税引前中間純利益は6,021百万円多く計上されています。</p> <p>また、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号 平成18年3月30日)を当中間会計期間から適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当中間会計期間の営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ10,523百万円減少しています。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(3) 製品保証等引当金 製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。</p> <p>(3) 製品保証等引当金 製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。</p> <p>(追加情報) 「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号 平成18年3月30日)を当事業年度から適用し、客先納品後の瑕疵補修費用等の支出に備えるため、過去の実績率に基づいた見積額および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ13,370百万円減少しています。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用しています。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上しています。</p> <p>会計基準変更時差異(166,226百万円の不足)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年度から15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(14年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(主として12年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(5) 電子計算機買戻損失引当金 電子計算機の買戻時の損失の補てんに充てるため、過去の実績に基づいて算出した買戻損失発生見込額を計上しています。</p> <p>(6) 債務保証等損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期末において、当社が債務保証等を行なっている関係会社の財政状態が悪化したことによるものです。</p>	<p>(4) 退職給付引当金または前払退職給付費用 当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を採用しています。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上しています。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(主として13年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(主として13年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(5) 電子計算機買戻損失引当金 同左</p> <p>(6) 債務保証等損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。</p>	<p>(4) 退職給付引当金または前払退職給付費用 当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用しています。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上しています。</p> <p>会計基準変更時差異については、平成12年度から15年による按分額を費用処理しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(14年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(主として12年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(5) 電子計算機買戻損失引当金 同左</p> <p>(6) 債務保証等損失引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理していません。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しています。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利リスクをヘッジするデリバティブ取引につき、繰延ヘッジ処理を適用しています。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …社債および借入金 (3) ヘッジ方針 当社の内部規程である「リスク管理規程」に基づき、相場変動を相殺、またはキャッシュ・フローを固定する目的で、デリバティブ取引を利用しています。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。	同左	同左
7 消費税等の処理方法	税抜方式を採用していません。	同左	同左
8 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しています。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用	当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。従来の資本の部に相当する金額は993,375百万円です。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しています。	—————	当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。従来の資本の部に相当する金額は、989,459百万円です。なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しています。
企業結合に係る会計基準および事業分離等に関する会計基準の適用	当中間会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。	—————	当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を適用しています。
自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正	当中間会計期間より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。	—————	当事業年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。
役員賞与に関する会計基準の適用	当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。これにより営業利益、経常利益、税引前中間純利益は、それぞれ82百万円減少しています。	—————	当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。これにより営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ108百万円減少しています。
ストック・オプション等に関する会計基準の適用	当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しています。これにより営業利益、経常利益、税引前中間純利益は、それぞれ57百万円減少しています。	—————	当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しています。これにより営業利益および経常利益はそれぞれ58百万円減少し、税引前当期純利益は56百万円減少しています。

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>前中間期において区分掲記した「関係会社短期貸付金」は、当中間期末において資産合計の100分の5以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。 なお、当中間期末の流動資産の「その他」に含まれる「関係会社短期貸付金」の金額は、43,495百万円です。</p>
<p>—————</p>	<p>前中間期において区分掲記した「関係会社長期貸付金」は、当中間期末において資産合計の100分の5以下であるため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。 なお、当中間期末の投資その他の資産の「その他」に含まれる「関係会社長期貸付金」の金額は、34,458百万円です。</p>
<p>—————</p>	<p>前中間期において区分掲記した「繰延税金資産」は、当中間期末において資産合計の100分の5以下であるため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。 なお、当中間期末の投資その他の資産の「その他」に含まれる「繰延税金資産」の金額は、78,520百万円です。</p>
<p>—————</p>	<p>前中間期において「コマーシャル・ペーパー」は流動負債の「その他」に含めて表示していましたが、当中間期末において負債純資産合計の100分の5を超えたため区分掲記しています。 なお、前中間期末の流動負債の「その他」に含まれる「コマーシャル・ペーパー」の金額は、40,000百万円です。</p>
<p>—————</p>	<p>前中間期において区分掲記した「一年以内に償還予定の社債」は、当中間期末において負債純資産合計の100分の5以下であるため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。 なお、当中間期末の流動負債の「その他」に含まれる「一年以内に償還予定の社債」の金額は、103,600百万円です。</p>
<p>「一年以内に償還予定の社債」は、前中間期まで、流動負債の「その他」に含めて表示していましたが、当中間期末において負債純資産合計の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間期末の「一年以内に償還予定の社債」の金額は、59,000百万円です。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

(単位 百万円)

摘要	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
I※1 有形固定資産 減価償却累計額	385,552	376,298	380,139
II 偶発債務 銀行借入金等に対する保証債務	○関係会社に対するもの	○関係会社に対するもの	○関係会社に対するもの
	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>
	上海広電NEC液晶 顕示器 21,899	上海広電NEC液晶 顕示器 19,309	上海広電NEC液晶 顕示器 20,688
	NEC NEVA COMMUNICATIONS SYSTEMS 1,692	その他(8社) 1,690	その他(12社) 2,910
	その他(11社) 3,038	計 20,999	計 23,598
	計 26,630		
	○関係会社以外に対するもの	○関係会社以外に対するもの	○関係会社以外に対するもの
	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>
	従業員 12,689	従業員 10,333	従業員 11,306
	その他(6社) 692	その他(2社) 268	その他(2社) 325
	計 13,381	計 10,601	計 11,631
	総計 40,012	総計 31,600	総計 35,228
		(追加情報) 当社は、平成19年10月1日付で、ソニーNECオプティ アーク㈱の事業資金を確保 するため、金融機関からの 借入に対し債務保証契約を 締結しました。 提出日の前月末現在の債務 保証額から、当中間会計期 間末の債務保証等損失引当 金を控除した額は4,562百 万円です。	
保証類似行為	○関係会社に対するもの	○関係会社に対するもの	○関係会社に対するもの
	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>	<u>相手先</u> <u>金額</u>
	NECキャピタル 10,186	合計2社 —	NECキャピタル 7,036
	その他(1社) —	総計 —	その他(1社) —
	総計 10,186		総計 7,036

(単位 百万円)

摘要	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)												
その他	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める、複数の直接・間接のDRAM製品の購入者からの民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっており、過去において当社グループから直接DRAMを購入した顧客（直接購入者の集団訴訟の原告代理人を含む。）の多くと和解に合意しましたが、まだ一部の顧客について和解交渉を進めています。また、当社グループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の一部の見積額を計上しています。</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者については係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める複数の直接・間接のDRAM製品の購入者からの民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっており、過去において、NECグループから直接DRAMを購入した顧客（直接購入者の集団訴訟の原告代理人を含む。）の多くと和解に合意しましたが、まだ一部の顧客について和解交渉を進めています。また、NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの米国での民事訴訟および和解交渉ならびに欧州委員会による調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。</p>												
III 消費税等の表示方法	未払消費税等として流動負債の「その他」に含めて表示しています。	未収消費税等として流動資産の「その他」に含めて表示しています。	未払消費税等として流動負債の「その他」に含めて表示しています。												
IV 期末日満期手形の会計処理	<p>中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。</p> <p>当中間期末日満期手形の金額は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="391 1615 606 1675"> <tr> <td>受取手形</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>2</td> </tr> </table>	受取手形	1,156	支払手形	2	<p>中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。</p> <p>当中間期末日満期手形の金額は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="715 1615 930 1675"> <tr> <td>受取手形</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>2</td> </tr> </table>	受取手形	202	支払手形	2	<p>期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。</p> <p>当期末日満期手形の金額は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="1038 1585 1254 1646"> <tr> <td>受取手形</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1</td> </tr> </table>	受取手形	439	支払手形	1
受取手形	1,156														
支払手形	2														
受取手形	202														
支払手形	2														
受取手形	439														
支払手形	1														

(単位 百万円)

概要	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																
V コミットメントライン契約	—	<p>当社は安定的かつ機動的に短期の資金調達を行うため、取引金融機関23社と短期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当中間会計期間末における短期借入金のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約の総額</td> <td>270,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td><u>31,500</u></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>238,500</td> </tr> </table> <p>当社は安定的かつ機動的に長期の資金調達を行うため、取引金融機関5社と長期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当中間会計期間末における長期借入金のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約の総額</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000</td> </tr> </table>	貸出コミットメントライン		契約の総額	270,000	借入実行残高	<u>31,500</u>	差引額	238,500	貸出コミットメントライン		契約の総額	100,000	借入実行残高	<u>—</u>	差引額	100,000	<p>当社は安定的かつ機動的に短期の資金調達を行うため、取引金融機関23社と短期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当事業年度末における短期借入金のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約の総額</td> <td>270,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td><u>54,000</u></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>216,000</td> </tr> </table> <p>当社は安定的かつ機動的に長期の資金調達を行うため、取引金融機関5社と長期借入金のコミットメントライン契約を締結しています。当事業年度末における長期借入金のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約の総額</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000</td> </tr> </table>	貸出コミットメントライン		契約の総額	270,000	借入実行残高	<u>54,000</u>	差引額	216,000	貸出コミットメントライン		契約の総額	100,000	借入実行残高	<u>—</u>	差引額	100,000
貸出コミットメントライン																																			
契約の総額	270,000																																		
借入実行残高	<u>31,500</u>																																		
差引額	238,500																																		
貸出コミットメントライン																																			
契約の総額	100,000																																		
借入実行残高	<u>—</u>																																		
差引額	100,000																																		
貸出コミットメントライン																																			
契約の総額	270,000																																		
借入実行残高	<u>54,000</u>																																		
差引額	216,000																																		
貸出コミットメントライン																																			
契約の総額	100,000																																		
借入実行残高	<u>—</u>																																		
差引額	100,000																																		

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

(単位 百万円)

摘要	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
I 減価償却実施額			
有形固定資産	12,292	13,122	26,025
無形固定資産	37,616	22,284	61,863
計	49,909	35,407	87,888
II ※1 有価証券売却益	投資有価証券の売却に伴うものです。	同左	同左
※2 固定資産売却益	—————	土地および福利厚生施設の売却によるものです。	土地の売却等によるものです。
※3 関係会社貸倒引当金戻入益	関係会社に対する貸倒引当金戻入に伴うものです。	同左	同左
※4 退職給付信託解約益	—————	—————	資産の運用改善等に伴い、年金資産の時価が退職給付債務に対し積立超過の状況となったため、退職給付信託設定していた日本電気硝子(株)の一部を解約したことによるものです。
※5 関係会社株式等評価損失	関係会社株式の評価損失等によるものです。	同左	同左
※6 固定資産除却損	—————	玉川事業場および府中事業場の一部建替に伴う除却損です。	—————
※7 有価証券評価損	投資有価証券の減損によるものです。	同左	同左

(単位 百万円)

摘要	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	用途	種類	場所	用途	種類	場所	用途	種類	場所
※8 減損損失	(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要			(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要			(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要		
	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区	事業用資産	建物、無形固定資産等	東京都品川区
	遊休資産	土地	静岡県駿東郡他	遊休資産	土地	北海道札幌市他	遊休資産	土地	静岡県駿東郡他
	(2)減損損失の認識に至った経緯 事業用固定資産における収益性の低下および遊休資産における市場価値の下落により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。			(2)減損損失の認識に至った経緯 同左			(2)減損損失の認識に至った経緯 同左		
	(3)減損損失の金額			(3)減損損失の金額			(3)減損損失の金額		
		建物	129		建物	13		建物	133
		土地	275		土地	88		工具器具 および備品	30
		無形固定資産	1,021		無形固定資産	36		土地	275
		その他	168		その他	53		特許権	578
	合計		1,595	合計		190		ソフトウェア	512
								長期前払費用	149
								合計	1,677
	(4)資産のグルーピングの方法 原則として、事業本部単位にグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単独でグルーピングをしています。			(4)資産のグルーピングの方法 同左			(4)資産のグルーピングの方法 同左		
	(5)回収可能額の算定方法 事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しています。遊休資産については、正味売却価額を使用しています。 正味売却価額は、固定資産税評価額等を基準にして合理的に算定しています。使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額により評価しています。			(5)回収可能額の算定方法 同左			(5)回収可能額の算定方法 同左		
※9 固定資産売却損	_____			_____			土地の売却等によるものです。		

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

(単位 千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	2,974	280	45	3,208

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 276千株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少 43千株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

(単位 千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	3,455	303	31	3,727

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 303千株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少 31千株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

(単位 千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,974	560	79	3,455

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 556千株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増しによる減少 77千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

(単位 百万円)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間会計期間末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械および装置</td> <td>1,137</td> <td>794</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>工具器具および備品</td> <td>11,929</td> <td>7,737</td> <td>4,192</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>249</td> <td>130</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,317</td> <td>8,662</td> <td>4,654</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額	機械および装置	1,137	794	342	工具器具および備品	11,929	7,737	4,192	その他	249	130	119	合計	13,317	8,662	4,654	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間会計期間末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械および装置</td> <td>339</td> <td>269</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>工具器具および備品</td> <td>7,494</td> <td>4,266</td> <td>3,228</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>209</td> <td>125</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,042</td> <td>4,660</td> <td>3,383</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額	機械および装置	339	269	70	工具器具および備品	7,494	4,266	3,228	その他	209	125	85	合計	8,042	4,660	3,383	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械および装置</td> <td>609</td> <td>460</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>工具器具および備品</td> <td>9,752</td> <td>6,104</td> <td>3,648</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>213</td> <td>117</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,573</td> <td>6,681</td> <td>3,892</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械および装置	609	460	148	工具器具および備品	9,752	6,104	3,648	その他	213	117	96	合計	10,573	6,681	3,892
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
機械および装置	1,137	794	342																																																											
工具器具および備品	11,929	7,737	4,192																																																											
その他	249	130	119																																																											
合計	13,317	8,662	4,654																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
機械および装置	339	269	70																																																											
工具器具および備品	7,494	4,266	3,228																																																											
その他	209	125	85																																																											
合計	8,042	4,660	3,383																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																											
機械および装置	609	460	148																																																											
工具器具および備品	9,752	6,104	3,648																																																											
その他	213	117	96																																																											
合計	10,573	6,681	3,892																																																											
取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。	同左	取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。																																																												
(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 2,400 1年超 2,254 合計 4,654	(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,452 1年超 1,931 合計 3,383	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,817 1年超 2,075 合計 3,892																																																												
未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。	同左	未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。																																																												
(3) 当中間会計期間の支払リース料等 支払リース料 (減価償却費相当額) 1,438	(3) 当中間会計期間の支払リース料等 支払リース料 (減価償却費相当額) 1,091	(3) 当期の支払リース料等 支払リース料 (減価償却費相当額) 2,992																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しています。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																												

(単位 百万円)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 13,382	1年内 13,336	1年内 13,343
1年超 84,392	1年超 71,060	1年超 77,727
合計 97,775	合計 84,396	合計 91,070

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位 百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	280,710	432,720	152,009
関連会社株式	11,795	74,457	62,662
合計	292,506	507,178	214,671

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位 百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	280,711	352,660	71,950
関連会社株式	127,831	183,037	55,206
合計	408,542	535,697	127,155

前事業年度末 (平成19年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	280,711	333,485	52,774
関連会社株式	127,831	194,090	66,259
合計	408,542	527,575	119,033

(ストック・オプション等関係)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

I. 事業分離取引 (NECビッグロープ株)

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行なった主な理由、事業分離日および法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称：NECビッグロープ株式会社 (以下「NECビッグロープ」という。)

(2) 分離した事業の名称：

インターネット等のネットワークを利用した情報通信サービス、情報提供サービスの提供および、これに付帯または関連する一切の業務

(3) 事業分離を行なった主な理由：

インターネットサービスを提供しているBIGLOBE事業部門の分社化と、分社化後の新会社において第三者割当増資の実施を含む戦略的アライアンスを目的としています。

(4) 事業分離日および法的形式を含む事業分離の概要：

平成18年7月3日を分割期日として当社が営むインターネットサービス等を提供する事業を会社分割し、新設するNECビッグロープに承継しました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 実施した会計処理の概要：

「事業分離等に関する会計基準 分離元企業の会計処理」に規定する個別財務諸表における会計処理を適用しています。

受取対価が分離先企業の株式のみであり、かつ、分離先企業が新たに当社の子会社となるため、当該取引に関連する移転損益は認識していません。

(2) 受取対価の種類、移転した事業に係る資産および負債の帳簿価額：

① 受取対価の種類：株式

② 移転した事業に係る資産および負債の帳簿価額：

資産の額 32,443百万円

(主な内訳) 売掛金 9,334百万円

有形固定資産 5,847百万円

無形固定資産 11,094百万円

負債の額 8,264百万円

(主な内訳) 買掛金 3,167百万円

未払費用 4,929百万円

(3) 当中間会計期間に含まれる当該分離事業に係る損益の概算額

売上高 13,524百万円

営業利益 642百万円

II. その他の企業結合等関係取引

1 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係) に記載のとおりです。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 (1) 中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）に記載のとおりです。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

前中間会計期間に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>平成18年10月以降、①SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査（平成18年10月開始）、②半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査（平成18年10月開始）、ならびに③TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査（平成18年12月開始）が開始され、当社グループもその対象となっています。また、SRAM業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査開始後、NECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）が提起されています。さらに、TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査開始後、当社、NEC液晶テクノロジー㈱およびNECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）が提起されています。これらの当局による調査および米国における民事訴訟については、現時点で結論は出ていません。</p>	—————	—————

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月14日開催の臨時取締役会において、第170期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の中間配当金を次のとおり支払うことを決議しました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1) 中間配当金総額 | 8,104百万円 |
| 2) 1株当たり中間配当金 | 4円 |
| 3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 | 平成19年12月3日 |

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

NECグループは、SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査、半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査、ならびにTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査の対象となっています。また、当社グループの複数の会社は、SRAM業界およびTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっています。これらの当局による調査および民事訴訟については、現時点で結論は出ていません。

さらに、当社は、旧郵政省（現日本郵政㈱）が一般競争入札の方法により発注した郵便番号自動読取区分機類の受注に関し、公正取引委員会が独占禁止法違反行為があったとして排除措置を命じる旨の審決を行った事件について、当該審決の取り消しを求める訴訟を提起し、これを取り消す旨の判決を東京高等裁判所から得ておりましたが、同委員会がこれを不服として最高裁判所に上告受理の申立てを行った結果、最高裁判所は、当該判決を破棄し、審理を東京高等裁判所に差し戻す旨の判決を下しました。当該審決の取り消しを求める訴訟は東京高等裁判所において係争中であり、現時点で結論は出ていません。また、同委員会との間では、課徴金の納付に係る審判手続が進められています。

DRAM業界における独占禁止法違反の可能性については注記事項（中間貸借対照表関係）Ⅱ偶発債務その他を参照してください。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | |
|--------------------------|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書
およびその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第169期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月21日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書
(普通社債) | 平成18年9月13日提出発行登録書の
訂正発行登録書です。 | 平成19年6月21日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

日本電気株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一 也 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清 美 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月20日

日本電気株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清 美 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功 樹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

日 本 電 気 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 古 川 康 信 ⑩

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 大 木 一 也 ⑩

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 中 山 清 美 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第169期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月20日

日本電気株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 ⑨

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清 美 ⑨

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功 樹 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第170期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。